

特許庁委託事業

香港知財取引調査
(ブランド・コンテンツ編)
報告書

2024年5月

独立行政法人 日本貿易振興機構
香港事務所
(知的財産部)

目次

第1章：契約前段階 - ブランドにとって魅力的なビジネス環境としての香港	4
セクション1：日本のブランドにとって魅力的な市場としての香港	4
1. 香港市場の紹介	4
2. 自由貿易	4
3. インフラ	4
4. 金融統合	5
5. 香港における消費者の支出パターン	5
6. 香港市場における日本のブランドとコンテンツの位置づけ	6
セクション2：ブランドライセンスに関する香港の法的環境	8
1. はじめに	8
2. IPR を保護する国際協定	8
3. 現地法	10
4. 香港海関	14
5. 香港の法制度の強みと利点	14
セクション3：日本企業のパートナー候補	16
セクション4：知財取引プラットフォーム	18
セクション5：香港市場参入前に検討すべき知財関連のポイント	21
1. 商標 - 登録に際してどの区分が重要か？	21
2. 会社設立と社名の保護	22
3. 見本市やフェアに出展する際の注意点	24
4. 法改正 - マドリッド議定書	24
第2章：契約の交渉と締結	27
セクション1：基本的ステップ - 交渉から締結まで	27
セクション2：契約締結前のデューデリジェンス	30
はじめに	30

デューデリジェンスにはどれくらいの時間がかかるのか	31
デューデリジェンスサービスプロバイダー	31
セクション 3：契約に関するキーポイント（交渉の要点）	32
1. 主な条件とよく起きる争い	32
2. 日本と香港の契約慣習の違い.....	40
3. 日本法準拠契約と香港法準拠契約の違い	41
5. 販売契約における商標ライセンス条項の本質と内容.....	42
第 3 章：契約後段階	43
セクション 1：品質管理.....	43
セクション 2：紛争解決方法.....	46
付録	47
サンプル契約書#1：商標ライセンス契約書	48
サンプル契約書#2：商標および営業秘密ライセンス契約書.....	66
サンプル契約書#3：著作権ライセンス契約書.....	90

第1章：契約前段階 - ブランドにとって魅力的なビジネス環境としての香港

セクション1：日本のブランドにとって魅力的な市場としての香港

1. 香港市場の紹介

香港は中華人民共和国（以下「中国」）の特別行政区である。「一国二制度」の原則の下、香港は経済、貿易、金融、通貨の面で高度な自治を維持しており、それが国際金融センターとしての香港の地位の礎となっている。香港の基本法は、自由港、独立した関税地域、司法の独立、財と資本の自由な移動、低税制の維持など、香港でビジネスを行う上での多くの利点を提供し、保証している。基本法はまた、香港が「中国香港」の名称を使用して、単独で国際機関や国際貿易協定に参加できることを規定している。

香港の経済的自由と競争力は、国際的な研究所から常に一貫して認められてきた。フレージャー研究所の「世界の経済自由度 2021 年次報告書」において、香港は世界で最も自由な経済としてランクされた。この報告書の初版以来、香港は第1位の座を獲得し続けている。

香港は「一国二制度」の下で、中国の一部でありながら独立した経済・社会・法制度を持つという独自の地位を享受しているほか、「一帯一路構想」からも恩恵を受けており、一帯一路構想の下で中国やその他の地域の企業をつなぐ重要なリンクおよび主要なプラットフォームとして機能している。

2. 自由貿易

貿易面では、香港は欧州自由貿易連合加盟国、東南アジア諸国連合、ジョージアなど20カ国と自由貿易協定を結んでいる。また、双方向の投資フローを強化・保護し、投資家が香港の内外を問わず投資に関して同様の保護を享受できるようにするために、外国と22の投資促進保護協定を締結している。

3. インフラ

インフラ面では、香港国際空港は世界で最も利用者の多い空港の1つであり、100社以上の航空会社が世界220以上の目的地に就航している。香港は、アジアの主要都市のほとんどに飛行機で4時間以内に行ける便利な位置にあり、世界の人口の半数から飛行機

でわずか5時間の距離にある。香港・珠海・マカオ大橋や広州・深圳・香港高速鉄道も、中国との接続性や近接性を強化する役割を果たしている。

4. 金融統合

金融統合に関連して、香港は依然として新規上場先として人気が高く、2021年の世界の新規株式公開（IPO）調達額で第4位にランクされた。2009年以降、香港はIPO調達額で7回、第1位に輝いている。

香港はまた、人民元ファンドの世界最大のオフショアプールや、人民元の為替・金利デリバティブ市場も有している。一帯一路地域の事業者は、香港の決済システムを通じて中国との人民元建て取引を決済することができる。事業者はまた、人民元の流動性を利用して、「点心債」（香港で発行された人民元建て債券）に投資することもできる。

5. 香港における消費者の支出パターン

2021年時点の国勢調査統計局の統計によると、15～64歳の人口比率は68%で、47%が少なくとも中等教育を受けており、月収の中央値は2万香港ドルである。

調査によると、香港の人口の40%以上が毎週オンラインで買い物をしている。平均的な消費者（15～65歳）の年間のオンライン支出総額は平均15,004香港ドルに上り¹、アジア太平洋地域で支出額が2番目に高いという香港の地位を揺るぎないものになっている。さらに、人口または平均的な消費者（15～65歳）の97%以上がスマートフォンを所有しており、2020年時点で、人口の75%以上がタブレット端末、ノートパソコン、またはデスクトップパソコンを家庭で使用していた。さらに、調査によると、消費者は新型コロナウイルス感染症の世界的流行（コロナ禍）を通じてデジタルプラットフォームに依存し続け、従来型の店舗内体験ではなく、デジタル体験を提供する企業への支出を増やした。2022年時点で、オンラインショッピング利用者の75%以上が国境を越えて買い物をしている。そのため、香港には、ブランド消費者が新たなビジネス市場として開拓する大きな可能性がある。

調査によると、香港の消費者の財務状況はコロナ禍の影響を受けており、消費者は総じて贅沢品や非必需品への支出を減らし、その分を日用品や食品などの生活必需品に振り向けている。2020年時点で、食品は2番目に大きな商品／サービス項目であり、香港

¹ PwCの「March 2021 Global Consumer Insights Pulse Surveys」

における毎月の家計支出の 27.4%を占めていた。

とはいえ、アジアの高級品ショッピングのハブとしての香港の地位が完全に失われたわけではない。2020年3月に新型コロナウイルス感染症の第2波が発生した後、生活必需品以外の支出がわずかに回復したことからも明らかなように、パンデミック疲れの兆候が現れている。また、調査には消費者の明るい見通しも反映されている。2020年に実施された調査では、コロナ禍の悪影響にもかかわらず、香港の消費者の60%が依然として高級衣料品や宝飾品、高級腕時計や高級美容・化粧品を購入していることが明らかになった。また、2020年にはすでに消費者の33%が当初の予定よりも多くの贅沢品を購入しており、約48%はコロナ禍の後に贅沢品の購入を増やす意向を示した²。eコマースプラットフォームの重要性も指摘されており、消費者の55%がブランドの公式サイトでの購入を好んでいる。

したがって、国際金融センターとしての香港の地位は、その強力なeコマースエコシステムによって強化されており、このエコシステムは自由貿易、中国およびアジア市場への旅行や参入のしやすさ、金融統合といった香港の強みを利用することができる。

6. 香港市場における日本のブランドとコンテンツの位置づけ

香港と日本は歴史的に、長期にわたる極めて緊密な相互貿易関係を享受してきた。2021年に、日本は香港にとって第6位の貿易相手であり、香港は日本にとって第9位の貿易相手であった。2021年の香港・日本間の商品貿易総額は3,800億香港ドル以上に上った。

また、2021年に香港以外に親会社を持つ香港企業9,000社以上を対象に実施された調査では、そのうち約1,400社が日本企業によって設立されたものであり、海外企業として最も大きい割合を占めていることが指摘された。

さらに、香港は訪日旅行者数でも毎年上位5位以内にコンスタントにランクインしている。香港・日本間の観光は、コロナ禍に伴う政府の規制によって深刻な打撃を受けているものの、関連規制が解除または緩和されればすぐに回復する見通しである。

2015～2018年に日本の香港大使兼総領事を務めた松田邦紀氏は、2018年に香港が日

² Ruder Finn & Consumer Search Group の「China Luxury Forecast 2020」

本に魅力を感じていることについて見解を表明した³。松田氏によれば、香港人旅行者のほぼ 5 人に 1 人は日本を 10 回以上訪れている。同氏はまた、香港の日本好きはさまざまな要因に起因していると述べ、例として両者に見られる類似性、強力な貿易関係、そして早くも 1850 年には香港の日本人コミュニティが形成され、香港の現代文化において重要な役割を果たしてきたことなどを挙げた。さらに、1960 年代から 1980 年代にかけて日本の建設会社が香港のインフラ整備に積極的に関与し、その頃の香港には日本の大手百貨店がすべてあったとも述べた。その結果、香港の消費者は日本のブランドに慣れ親しんで成長してきたのである。

香港の日本好きは、日本ブランドへの憧れにも反映されている。2022 年の世論調査によると、香港の消費者が最も推奨するブランドとして、日本の小売企業ユニクロが 75.8% のスコアで第 3 位に、日本の多国籍化粧品会社 SK-II が 74.2% のスコアで第 8 位にランクインしており、香港の消費者が日本のブランドや製品を高く評価していることがわかる。

さらに、コロナ禍による制限にもかかわらず、日本のディスカウントストアチェーンであるドンドンキは 2022 年に香港に 10 店舗目をオープンし、香港市場に楽観的な見方をしていることを示した。ドンドンキの公式財務報告書によると、將軍澳 (Tseung Kwan O) のモントレープレイス店は 2020 年 12 月だけで 4,200 万香港ドル (5 億 1,800 万円) 以上の売上高を記録した。年間事業収入で見ると、香港は 2020 年のアジアで最も儲かる市場であり、全体の売上高は 209 億 1,000 万円に達した。コロナ禍にもかかわらず、香港の店舗が高い収益性を実現していることは、日本ブランドにとって香港が強固で将来性のある市場であることや、日本ブランド専門店の人気と認知度が高いことを一層物語っている。

3

https://sc.mp/2HK7AOd?utm_source=email&utm_medium=share_widget&utm_campaign=2143437

セクション 2：ブランドライセンスに関する香港の法的環境

1. はじめに

香港の法制度は法の支配と司法の独立を前提としており、それが香港の安定と繁栄、そして世界有数の国際金融センターとしての主導的地位の基盤となっている。

香港のユニークな立場は、「一国二制度」の原則の下、高度な自治を享受している点にある。香港は、旧イギリス植民地時代から継承されたイギリスのコモンロー制度に基づくコモンロー制度を維持しており、シビルロー制度を採用している中国において、唯一のコモンロー法域となっている。そのため、香港で制定された法令に加え、香港の裁判所は判例法にも基づいて判決を下すことになる。

香港は経済的にも技術的にも発展した都市であり、企業は創造的作品や無形資産への投資を増やしている。香港は、映画、テレビ番組、刊行物、ファッションなど、幅広い市場で国際的に有名なデザインを生み出すクリエイティブハブである。さらに、国際貿易の中心地として、知的財産権（以下「IPR」）の保護が必要であり、香港が自由で公正な市場であることを投資家に安心させ、ひいては香港でビジネスを行うよう惹きつける重要な役割を果たしている。

2. IPR を保護する国際協定

知的財産は、国ごとに複雑で多様な歴史を持つテーマである。IPR を保護する法律は領土的な性質を有しているが、知的財産は非常にグローバル化している。多くの国では、国内法において IPR に関するさまざまな国際協定を認め、適用している。

香港の知的財産制度を明らかにするために、香港が加盟している以下の重要な IPR 条約に注目されたい。

A. 1883 年パリ条約

パリ条約は、特許、商標、工業的意匠、実用新案、サービスマーク、商号、地理的表示、不正競争抑止を含む工業所有権に適用される。この条約には、3 つの実体規定がある。

1. *内国民待遇*: 各締約国は、自国民に与えるのと同様の保護を、他の締約国の国民

にも与えなければならない。

2. **優先権**: 出願人は、ある締約国において正規になされた最初の出願に基づき、一定の期間内に、他のいずれかの締約国において保護を出願することができ、かかる後続の出願は、当該期間中に他の者が行った出願よりも優先される。
3. **共通規則**: パリ条約は、すべての締約国が従わなければならないいくつかの共通規則を定めている。最も重要なものとしては、同一の発明について異なる締約国で付与された特許は互いに独立しているという事実や、ある締約国で取得された標章の登録は本国を含む他の国での登録とは独立しているという事実が挙げられる。したがって、ある締約国における標章登録の失効または取り消しは、他の締約国における登録の有効性に影響を及ぼさない。

B. 1886年ベルヌ条約

ベルヌ条約は著作権保護を扱っている。3つの基本原則に基づいており、最低限与えられるべき保護を定めた一連の規定が含まれている。3つの基本原則を以下に示す。

1. **内国民待遇**: 各締約国は、自国民に与えるのと同様の保護を、他の締約国の国民にも与えなければならない。
2. **自動保護**: 保護は、いずれかの形式の遵守を条件としてはならない。
3. **独立保護**: 保護は、著作物の本国における保護の存在にかかわらず。

C. 1952年万国著作権条約

主な特徴を以下に示す。

1. いかなる締約国も、国内の著作者に対し、他の締約国の著作者よりも有利な著作権上の待遇を与えてはならない。ただし、国内および国外の著作者に対する最低限の保護は規定されていない。
2. 著作物のすべての複製物に正式な著作権表示をしなければならず、それは著作権マーク (©)、著作権者名、および最初の発行年で構成される。ただし、締約国は、外国の著作物よりも国内の著作物に有利な形式でなければ、さらなる形式を要求することができる。
3. 加盟国における著作権の最低保護期間は、著作者の死後 **25年** でなければならない (ただし、写真作品と応用美術作品については **10年** とする)。

4. すべての加盟国は、7年間の独占的翻訳権を付与することが義務付けられており、著作権の残存期間については一定の状況下で強制実施権の対象となる。

D. 1994年知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（「TRIPS」）

TRIPSは、さまざまなIPRに関するこれまでで最も包括的な多国間協定である。この協定の主な特徴は3つある。

1. **基準**：TRIPSは、例えばパリ条約やベルヌ条約の実体規定の遵守を義務付けるなど、各加盟国が提供すべき保護の最低基準を定めている。
2. **執行**：TRIPSは、すべてのIPR執行手続きに適用されるいくつかの一般原則を定めており、民事・行政手続きや救済措置、暫定措置、国境措置に関する特別要件、刑事手続きに関する規定を包含している。
3. **紛争解決**：世界貿易機関（「WTO」）加盟国間のTRIPS義務に関する争いは、WTOの紛争解決手続きに従う。

3. 現地法

国際協定に加え、香港ではIPRを保護するために以下のようなさまざまな法律や条例が制定されている。

A. 商標条例 (Cap.559)

商品またはサービスを提供者間で区別することができ、図形で表現できる標識はすべて、香港で商標として登録できる。最も一般的な商標は、単語、名称、ロゴ、表音文字、数字、表意文字（中国語、日本語、韓国語の文字など）、色で構成される。一般的でない商標としては、音、匂い、商品の形状（立体商標）やパッケージなどがあり、登録するためには特定の要件を満たす必要がある。

商標条例では、登録の根拠や基準、登録成功時に商標に与えられる権利など、商標登録の枠組みを規定している。商標権者は、登録商標を取引または事業において使用する独占的権利を有するとともに、自己の商標の侵害または不正使用に対し、商標条例に基づいて法的措置を取る権利を有する。

最初の登録期間は登録申請日から10年間で、その後10年ごとに無期限に更新可能で

ある。

B. 特許条例 (Cap.514)

特許条例は、特許性のある発明、すなわち、(i) 新規性があり、(ii) 進歩性を有しており、(iii) 産業上利用可能な発明の保護に関するものである。

新規性と進歩性を有するためには、その発明が特許出願前の世界のいかなる場所においても、技術水準の一部であってはならない。書面であれ、口頭であれ、その他の手段であれ、先行公開が特許出願中の発明の核心を指し示す明確な方向性を具体化している場合、またはその発明が当業者にとって事実上自明である場合、主張された発明は特許を受けられない可能性がある。したがって、発明者は、発明が技術水準の一部となることを避けるため、特許出願前に発明を開示すべきではないことを認識しなければならない。

ただし、特許条例では出願前 6 カ月の猶予期間を認めており、この期間中は、発明者が所定の展示会で発明を展示したり、発明の明らかな濫用を阻止するために発明を開示したりしても、発明の特許性を維持できる。

産業上の利用が可能であるとは、発明が実用化できることを意味する。例えば、科学的に有益なだけで実用化されていない発明は、特許を受けることができない。この概念に基づき、特許条約では、発見、科学理論、医療手術の実施方法など、特定のカテゴリーを特許対象から除外している。

香港で付与される特許には、標準特許と短期特許の 2 種類がある。標準特許の保護期間が最長 20 年であるのに対し、短期特許の保護期間は最長 8 年である。

C. 登録意匠条例 (Cap.522)

繊維製品、家庭用品、玩具、アクセサリ、その他の消費財の目に訴える独創的な意匠は、企業に多大な利益をもたらす。その結果、そのような意匠は、いったん市場に出回ると驚くほどのスピードでコピーされることがほとんどである。見本市で目新しい製品が発表されると、翌週頃にはその模倣品（ただし品質は劣る）を露天商で購入できることが非常に多い。そこで新たな意匠を登録する必要性が生じる。

登録意匠条例の下で、意匠は以下の要件を満たす場合に登録できる。

1. 新規の意匠：その意匠が世界的な新規性を有していること。これは、意匠登録出願前に、その意匠が世界中のどこでも公表されていないことを意味する（秘密開示または特定の認定展示会を除く）。ある意匠と他の意匠との違いが、重要でない細部のみである場合、または当業界で一般的に使用されている変形に過ぎない特徴のみである場合、その意匠は新規とはみなされない。
2. 目に訴える意匠（すなわち、美的な配慮、物品の機能に左右されない外観）であること。
3. 公序良俗に反しない意匠／不道德でない意匠であること（例えば、ポルノ的な意匠であってはならない）。
4. コンピュータプログラムや保護されたレイアウトデザイン（タイポグラフィ）ではない意匠であること。

新規性を問う第一の要件はかなり厳しいものであることに留意しなければならない。最初に意匠登録を出願せずに見本市に出品した場合には、意匠登録の権利を失う可能性がある。登録意匠条例第2条の「意匠」の定義では、「構造についての方法もしくは原理、および、物品の形状又は輪郭の特徴で、当該物品が果たす機能のみにより決定付けられるもの、または当該物品が創作者の意図により他の物品の不可欠な部分を形成するものであり、当該他の物品の外観に依存しているもの」を除外している。例えば、自動車のボディパネル、ドア、ボンネット、フロントガラスは、個別に登録可能な意匠ではないとされた。しかし、物品の予備部品は、別々に販売され、別々に使用される場合には、個別に登録することができる。例えば、自動車のウイングミラー、シート、ホイール、ハンドルなどで、別々に販売可能なものは、個別に登録可能である。

最初の登録期間は、登録出願日から5年間である。登録期間は、出願日から合計25年を超えない範囲で、5年ごとに延長できる。

D. 著作権条例 (Cap.528)

著作権は創造性を保護するものであり、基本的には作品の編集に関わる技術、労働、投資、時間、労力を保護する。十分な著作権保護は、創造性を開花させ、作家、芸術家、

デザイナー、その他のクリエイターの努力が報われる奨励的な環境を築く。同時に、一般の人々は、豊富な創造的作品のおかげで、創造の成果から恩恵を受けることができる。著作権法は、著作権者の権利と社会全体の権利とのバランスを保とうとしている。

著作権は、原作の所有者に与えられる財産権である。このような権利は、小説、詩、コンピュータプログラムなどの著作物、舞踊や演技などの演劇作品、デッサン、絵画、彫刻などの芸術作品や音楽演奏など、伝統的区分の作品に存在する。現代技術の進歩により、映画、録音物、ケーブルテレビ番組、文学・演劇・音楽作品のさまざまな出版物など、他の形態の作品にも著作権が存在し得るようになった。

著作権は、作品が創作された時点で自動的に存在し、保護を受けるために香港で著作権を登録する必要はない。香港には著作物登録のための公的な登録機関が存在しないことは注目に値する。ただし、米国や中華人民共和国など、一部の法域では任意登録が可能である。

著作権条例が「オープン著作権制度」を採用していることにも注目されたい。これは、香港で著作権保護の対象となる作品には国籍や最初の出版地の要件がないことを意味する。ただし、行政長官が、相互に著作権を保護していない法域で生まれた作品の保護を明示的に拒否または制限した場合は除く。

著作権の保護期間は著作物の種類によって若干異なるが、一般的には作品の創作者の死後 50 年で終了する。例えば、録音物の著作権は、録音が行われた年から 50 年間存続する。録音物が直ちに公開されなかった場合、その存続期間はその後公開された年から起算する。

著作権保護と登録意匠保護との相互作用には、かなり複雑な一連の規則が適用されることに留意しなければならない。手短かに言うと、意匠が登録されている場合、意匠作品の著作権保護期間は、該当する意匠を取り入れた物品が最初に販売された暦年の終わりから 25 年間となる。意匠が登録されていない場合、保護期間は 15 年に短縮される。したがって、登録可能な意匠を登録しなければ、デザイナーや所有者は自己の独占期間を短縮することになる。

E. 商品説明条例 (Cap.362)

商品説明条例は、取引過程における虚偽の商品説明、虚偽や誤解につながる情報や不十分な情報、虚偽の標章および虚偽表示など、不公正な取引慣行を禁止することで消費者を保護しようとするものである。商品説明条例には、以下のような誤認を生じさせる脱漏の違反も含まれている。(1) 重要な情報の脱漏や隠蔽、(2) 不明確、難解、曖昧、または時機を逸した重要情報の提供、(3) 商業的意図を明らかにしないこと、威嚇的な営業行為、おとり広告、おとり販売、不当な支払いの受領。

商品説明条例における「商人」の定義は幅広く、海外の消費者を対象としているか否かにかかわらず、香港で商行為を行うあらゆる者が含まれる。法人が商品説明条例に基づく違反を犯した場合、当該法人の取締役およびその他の役員も責任を負う可能性がある。最高刑は 50 万香港ドル、5 年間の禁固刑である。さらに、不利益を被った消費者は、商人の行為に関連して損失または損害を被った場合には、当該商人に対して損害賠償を求める私的訴訟を起こすこともでき、これは商品説明条例に基づく不正取引違反に相当する。裁判所は、有罪判決を受けた当事者に対し、かかる違反によって生じた経済的損失について、不利益を被った消費者に賠償するよう命じることができる。

4. 香港海関

商品説明条例の主な執行機関は香港海関である。香港海関は、不公正な取引行為を監視するだけでなく、IPR の侵害に対して関連当事者が刑事制裁を受ける可能性がある場合には、刑事手続きを開始する権限も有する。香港海関は、IPR の侵害や虚偽の商品説明に対する申し立てを調査し、刑事訴訟を起こす責任を負い、広範な捜査・押収の権限を有する。香港海関はまた、IPR の侵害と闘うための共同の取り組みにおいて、海外の執行当局や商標権者・著作権者と協力している。

5. 香港の法制度の強みと利点

香港の法制度に関しては、法の支配とコモンローの法制度が、香港で事業を行い、努力する企業に強固な基盤を提供している。香港は、さまざまな紛争解決制度の法的ハブとして高く評価されている。特に、香港はその強力な仲裁人プール、独立した司法制度、およびバイリンガルのコモンロー法域としての独自の地位により、国際的ハブとして認識されている。香港の裁判所は、仲裁と執行を支持するアプローチを採用していること

が広く認識されており、これは商業紛争解決のための魅力的な場所としての香港の地位を支える重要な特性である。

香港は、中国本土および香港特別行政区の裁判所による仲裁手続きを支援するため「裁判所命令による暫定措置の相互支援に関する取り決め」を締結し、**2019年10月**に施行した。この取り決めに基づき、香港に所在する仲裁手続きの当事者は、仲裁判断が下される前に、当該手続きに関連する保全措置を中国の裁判所に申請することができる。取り決めは重要な進展であることが判明しており、オフショアに所在する仲裁当事者が中国国内で保全措置を求めることができる初めての機会となった。取り決めは、当事者にとって人気の手段となっている。香港国際仲裁センター（HKIAC）が発表した関連統計によると、**2021年末時点**で、取り決めに基づく申請は**50件**あり、中国の**23**の裁判所が約**109億**人民元相当の資産に関して保全命令を出していた。主要な国際的ハブとしての香港の地位は依然として強固で十分に維持されており、中国以外の法域でこのような相互支援サービスを提供できるのはいまだに香港だけである。

特に IPR に関連して、香港は **2019年**に新たな知財専門家リストを作成し、指名された知財裁判官が知財案件のすべての中間申請や審判を担当することになった。新たな知財専門家リストにより、香港は体制を整え、英国、日本、シンガポール、中国など、同様に知財専門家リストを設けている他の先進国と肩を並べることができた。新たな知財専門家リストにより、審判に進むさまざまな案件の遅延が大幅に改善され、案件が迅速に処理されるようになることが期待されている。

セクション 3：日本企業のパートナー候補

香港のライセンス市場は高度に発達しており、ブランド所有者がさらなる機会を模索する上で絶好の場所となっている。さまざまな潜在的市場や産業の中で、特に大きな成功を収めているのは、アパレルおよびアクセサリ、食品・飲料、玩具・ギフト用品、フードチェーンなどである。ライセンス環境が多様であるため、ブランド所有者は長期的なライセンス契約やフランチャイズ契約を結ぶか、それともニーズに応じて単発のライセンス契約を結ぶかを容易に選択できる。

以下に、香港で近年締結されたライセンス契約の事例を示すが、これは網羅的なものではない。

アパレルおよびアクセサリ

香港のローカルブランドは一般的に、国際的なブランドや企業とライセンス契約を結ぶ機会を模索する。例えば、香港のローカルファッションブランド「:CHOCOOLATE」は、日本のキャラクター「くまモン」、ディズニーの「ツムツム」、韓国の「LINE FRIENDS」など、日本のさまざまなキャラクターとライセンス契約を結び、自社のアパレルやアクセサリ製品にそのキャラクターを使用している。

食品・飲料

セブンイレブンは世界で最も成功した有名なフランチャイズの1つである。香港では、40年近く前からデイリー・ファーム・カンパニー・リミテッド(The Dairy Farm Company, Limited)に営業権が与えられている。現地でのフランチャイズ拡大の取り組みにより、現在までにセブンイレブンは香港とマカオで900店舗以上を展開し、ほぼすべての街角に年中無休・24時間営業のセブンイレブンがあるという利便性を消費者に提供している。

上記の代わりに、ブランド所有者は事業内容に応じて、カフェやフードチェーンなどに関連するフランチャイズを検討することもできる。香港で成功しているローカルフランチャイズ店には、ザ・コーヒー・アカデミクス(The Coffee Academics)、UCCカフェ(UCC Cafe)、パシフィック・コーヒー・カンパニー(Pacific Coffee Company)などがある。

玩具・ギフト用品

香港にはライセンスできるような地元のブランドや財産がほとんどないものの、多くの有名ブランド所有者は、アジアでのビジネスをさらに発展させるため、香港のライセン

ス代理店に独占的財産権を委ねることを選択している。香港のさまざまなライセンス代理店や企業は、ライセンスを受けたキャラクターの商品化、映画、出版、音楽、プロモーションの支援など、幅広いサービスを提供している。サンリオ、ドラえもん、ドラゴンボール Z、セーラームーンなど、現地のライセンス代理店にライセンスを供与している有名ブランドもあり、中でもサンリオは現地でのブランド普及のための優れた取り組みが評価され、2020年にアジア授権業協会のベスト・ライセンシー賞を受賞した。

販促キャンペーンや特定商品のためのコラボレーション

上記の具体的なライセンシングに加え、多くのブランド所有者は、長期的なライセンス契約を結ぶ代わりに、販促キャンペーンや単発のキャンペーンに限定して地元企業と提携することを選ぶ場合がある。

よくある方法の1つは、地元のショッピングモールと共同で販促キャンペーンを行うことだ。例えば、レゴは自社ブランドを宣伝し、人々に実地体験をしてもらうため、2019年に屯門タウンプラザと協力し、インタラクティブなゲームゾーンを設置した。

具体的な商品としては、マスクが日常生活に欠かせないものとなっていることから、多くの小売業者がライセンスを受けたキャラクターをあしらった特別デザインのマスクを発売し、消費者にアピールしている。マスク会社とコラボしたライセンスを受けたキャラクターには、スヌーピー、星の王子さま、カカオフレンズ、ムーミン、ポケモンなどがある。

セクション 4：知財取引プラットフォーム

香港は世界有数の展示会開催地であり、毎年、多種多様な展示会、コンベンション、フェア、見本市が開かれている。大小 50 以上の展示会場やコンベンション会場があるが、香港の主要な展示会場は、湾仔（ワンチャイ）にある香港コンベンション・アンド・エキシビション・センター（HKCEC）、ランタオ島にあるアジアワールド・エキスポ（AWE）、および九龍湾国際貿易展示センターである。これらの会場で開催されるフェアやショーの中には、その種のものとしては世界最大級のものもある。

2019 年に、香港では 100 以上の展示会が開かれ、海外から 160 万人以上が訪れた⁴。香港は最高の展示会開催地の 1 つとして世界的に認められている。2020 年、香港はスマートトラベルアジアアワードで「Best City for Meetings in Asia」、中国トラベルインダストリーアワードで「Most Anticipated Overseas Meeting & Incentive Destination (Short Haul)」の栄冠に輝いた。

行政長官の 2021 年施政方針演説⁵によると、政府は 10 億ドル以上の補助金を提供し、3 つの政府庁舎の敷地を関連施設、ホテル、オフィスに再開発するなど、コンベンション施設や展示施設をさらに拡大する意向である。

そのため、香港で開催されるフェアや見本市は、関連分野における最新のイノベーションや発表に立ち会う絶好の機会となる。参加可能なフェアや見本市には以下のようなものがあり、その多くはその種のものとしてはアジア最大級で、国際見本市連盟（UFI）の承認を受けている。

- 香港ジュエリーショー — アジア最大のジュエリーイベント
- アートバーゼル香港 — アジアを代表するアートフェア
- 香港エレクトロニクスショー — 革新的な製品が発表されるアジア最大のエレクトロニクス見本市
- アニコム&ゲーム香港 — コミック、アニメ、ビデオゲーム、玩具、コレクターズアイテムを扱う
- 香港フードエキスポ — 香港を代表する食品見本市
- 香港コンピュータ&コミュニケーション・フェスティバル — 香港最大の IT 産業展示会

⁴ <https://research.hktdc.com/en/article/MzEzODk1MDk2>

⁵ <https://www.policyaddress.gov.hk/2021/eng/p46.html>

- 香港時計見本市 – 世界最大の時計見本市（業界関係者のみ入場可）
- コンシューマーエレクトロニクス、モバイルエレクトロニクス、ギフト、ファッション関連の見本市 – 世界最大のエレクトロニクスソーシングイベント（業界関係者のみ入場可）

さらに香港では、香港国際フランチャイジングショー、香港国際ライセンスショー、アジアライセンスカンファレンスなど、多くのライセンスおよびフランチャイジングショーも開催されている。

香港国際フランチャイジングショー（「HKIFS」）

HKIFS は、さまざまな国や地域の貿易業者が貿易に関する知見を共有し、新たなビジネスパートナーシップを結び、潜在的な市場における新たな機会を探るためのプラットフォームとして機能する。2019年には、17以上の国と地域から100以上のフランチャイズブランドが出展し、世界50カ国以上から来場者を集めた⁶。

香港国際ライセンスショー（「HKILS」）

HKILS は、アジアで最も重要なライセンスに特化した展示会の1つである。主な目的は、ライセンサーやライセンスエージェントがアジアにおけるパートナーシップを模索・形成し、ネットワークを拡大するのを支援すること、および関係者が新製品やライセンス関連サービスを紹介、調達、宣伝するための便利なワンストッププラットフォームを提供することにある⁷。2021年には、出展者が250を超え（そのうち42%が一带一路諸国からの出展者）、世界中から6,200人以上のバイヤーと来場者が集まった⁸。コロナ禍による渡航制限にもかかわらず、このような成果は依然として大きい。

アジアライセンスカンファレンス（「ALC」）

ALC は、香港貿易発展局（以下「HKTDCC」）が主催する主要なライセンスイベントである。その目的は、アジアにおけるライセンスとビジネスチャンスを推進および促進することにある。グローバルライセンスの最新動向やニュース、ビジネス環境や市場動向に関するホットな話題を提供し、投資家がビジネスネットワークを広げ、コラボレーションの機会を探るのを支援する。2020年には、世界10カ国から31人の講

⁶ http://info.hktdcc.com/dm/hkifs/2020/pdf/2019FairReport_Eng.pdf

⁷ <https://event.hktdcc.com/fair/hklicensingshow-en/HKTDCC-Hong-Kong-International-Licensing-Show/>

⁸ [http://info.hktdcc.com/dm/hkils/2021/pdf/Post_Event_Report_HKILS_Online_2021_\(EN\).pdf](http://info.hktdcc.com/dm/hkils/2021/pdf/Post_Event_Report_HKILS_Online_2021_(EN).pdf)

演者が登壇し、世界 10 カ国から 1,200 人以上が参加した⁹。コロナ禍に伴う課題に対処するため、2022 年のカンファレンスはオンラインで開催され、世界 42 カ国から 25,000 人以上の視聴者が参加した。オンラインで 100 件以上の 1 対 1 のビジネスマッチングミーティングを成功させたことにより、知的財産やライセンスの主要な国際的ハブとしての香港の地位を確固たるものにした¹⁰。

ライセンスやフランチャイズの見本市は、多くのブランドがアジア市場でのプレゼンスを拡大するのに役立っている。例えば、日本のブランドの「CRAFTHOLIC」は、海外市場のさらなる拡大を目指し、2015 年から HKILS の常連となっている。CRAFTHOLIC の代表であるレナ・マニータ氏は以前、次のようにコメントした。「香港国際ライセンスショーのビジネスマッチングサービスは、CRAFTHOLIC に最適なビジネスチャンスをもたらしてくれた。関心のあるバイヤーとのミーティングや、業界関係者との踏み込んだ商談も、契約締結や成功につながった」¹¹。

上記の見本市や展示会に加え、HKTDC は香港でのビジネスやパートナーシップをさらに促進するために、さまざまなフェアも開催している。技術の進歩に対応するため、HKTDC はさらに「Asia IP Exchange」(AsialPEX) を立ち上げた。これは無料のオンラインプラットフォームおよびデータベースで、知的財産の取引を促進するとともに、世界の知財関係者を互いに結びつけることを目的としている。これまでに、AsialPEX は世界の 35 以上の戦略的パートナーや、現地の研究開発センター、現地大学の技術移転部門と提携している¹²。バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、医療、エレクトロニクス、繊維、映画、出版など、さまざまな分野の著作権、特許、意匠、商標を含む 28,000 件以上の取引可能な知財リストがポータルサイトに掲載されている¹³。

知的財産の販売に関心のある所有者、運用をアップグレードするための技術購入を検討している製造業者、質の高い知財仲介サービスを提供する知財サービスプロバイダーなどにとって、AsialPEX は有益な情報源となるだろう。

⁹ <https://alc.hktdc.com/en/s/Previous-Conference-Information>

¹⁰ <https://www.hktdc.com/event/hklicensingshow/en/press-release/asian-licensing-conference-explores-latest-trends-and-forges-new-business-opportunities>

¹¹ <https://www.hktdc.com/event/hklicensingshow/en/japanese-firm-set-to-tap-asian-markets-with-licensed-brand-craftholic>

¹² https://www.asiapex.com/AboutUs/AsialPEX_EN

¹³ <https://www.ip.gov.hk/en/trading-ip.html>

セクション 5：香港市場参入前に検討すべき知財関連のポイント

1. 商標 — 登録に際してどの区分が重要か？

商標は、その商標が使用される商品やサービスによって、異なる区分（衣料品、玩具、時計、保険など）に登録される。通常、ブランド名は当該の製品やサービスだけでなく、複数の区分にまたがる関連製品や関連サービスもカバーする。商品によっては、どの区分に属するかがあまりはっきりしないものもある。したがって、企業は十分な保護範囲を得るために、出願時に該当する区分を慎重に選択しなければならない。

出願において最も明白かつ重要な区分は、会社の主要事業だろう。例えば、玩具会社の主な区分は、ゲーム、玩具、遊具に関する第 28 類、化粧品会社の主な区分は、化粧品や香水に関する第 3 類、ファッション会社の主な分類は、衣服、履物、帽子に関する第 25 類である。

とはいえ、デジタル技術や e コマースの著しい発展により、多くの企業が実店舗だけでなく、インターネットでの商品提供も検討することになる。その場合、多くの事業者はインターネット上に e ショップを作ったり、e ビジネスを円滑に進めるためにオンライン取引プラットフォームを構築したりする。

事業や提供する商品・サービスの拡大に対応するために、企業の本業とは直接関係ないかもしれないが、日々のビジネスや業務においては重要になり得る区分が数多く存在する。

例えば、企業が自社の商品を販売するだけでなく、他社の商品を販売する店舗や e ショップも運営している場合には、広告、経営管理、組織運営、事務処理に関する第 35 類も関連する可能性がある。

別の例として、ある企業が衣料品だけでなく、プラカードや看板、およびロゴが印刷された紙袋も製造している場合には、（衣料品に関する）第 25 類に加え、（紙製品に関する）第 16 類の保護も受けたいと考えるかもしれない。

ほとんどの企業はさまざまな分野で事業を展開しているため、適切な商標区分を選択し、十分な保護を受けるのは難しい場合がある。したがって、企業は経験豊富な商標弁護士に支援を求め、自社の商標が適切に保護されるよう万全を期するのが賢明である。

2. 会社設立と社名の保護

A. 紛らわしい類似社名

商標保護に加えて、企業は香港での事業活動を実施または促進するために現地法人を設立することの利点も検討すべきである。

香港は事業を立ち上げ、運営するのに最適な都市の1つである。これは、戦略的で便利な地理的位置、魅力的な税制、効果的で信頼できる法制度、効率的で成熟した交通・通信インフラ、良好なビジネス環境など、さまざまな要因のおかげである。

香港では、他の会社と紛らわしい類似した名称で登録されている会社が珍しくない。これは特に中国語の場合に当てはまる。中国人コミュニティでは伝統的に、「發」（富）、「龍」、「運」といった縁起の良い文字を社名に使う傾向があるためだ。その当然の結果として、紛らわしい類似した名称の会社が数多く存在する。このような企業が真正な事業を行っていない場合には、「シャドーカンパニー」とも呼ばれる。

事業規模の大小にかかわらず、一般の人々は類似した名称の会社、特に他社ののれんや評判に便乗しようとする悪意ある事業者によって設立された会社を区別できない可能性があるため、企業は紛らわしい類似社名の存在によってのれんが損なわれることを懸念するかもしれない。

B. 救済措置：商標権侵害およびパッシングオフ（詐称通用）の請求

香港での会社設立が容易になったため、シャドーカンパニーの問題が急増している。会社登記官は、シャドーカンパニーの名称が登記官の索引に掲載されている名称と「同一」または「酷似」と判断した場合に、シャドーカンパニーの設立から12カ月以内に社名の変更を指示する権限を有し、シャドーカンパニーが営業や事業を行っていない場合には、休眠会社として抹消する権限を有する。その場合、被害を受けた会社は、香港会社登記所（以下「**登記所**」）にシャドーカンパニーに対する苦情を申し立てることができる。

シャドーカンパニーが設立されてから12カ月以上経過している場合、会社は紛らわしい類似社名を持つ会社に対して商標権侵害訴訟やパッシングオフ訴訟を提起し、かかる社名の使用差し止めを求めることができる。差止命令が出されると、登記所はシャドーカンパニーに社名を変更するよう指示する。シャドーカンパニーが指示通りに社名を変更しない場合、登記所はシャドーカンパニーの社名を会社登録番号に置き換える権限を有する。

C. 予防：「酷似」した名称を持つ会社の設立を防止する

登記所が 2014 年 1 月に公開した「香港企業の社名登録に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）を参考に、登記所はシャドーカンパニーの設立防止において受動的な役割を果たしている。ガイドラインによれば、会社名の登録はその名称が保護されることも、かかる名称が他社からの異議申し立てを受けないことも意味せず、さらに、「会社登記所への会社名の登録は、会社名またはその一部について商標権その他の知的財産権を付与するものではない」。したがって、申請者は、登録商標と類似した名称や、他社の名称と「酷似」した名称を採用しないようにしなければならない。

ガイドラインには、2つの名称が酷似しているという見解を形成する際に登記所が考慮する基準も記載されている。以下の例は、説明を目的としたものである。

1. *同じ名称* — 例えば、「KWUN TONG ENGINEERING LIMITED」は、「KWUN TONG ENGINEERING COMPANY LIMITED」と「酷似」しているとみなされる。
2. *発音が同じ名称* — 例えば、「HING LUNG」は「HING NUNG」と聴覚的に類似している。
3. *スペルのわずかな違いによって大きな違いが生じない名称* — 例えば「KWUN TONG COLOUR LIMITED」と「KWUN TONG COLOR LIMITED」。
4. *大きな違いのない文法的上の変化* — 例えば、「ADVANCE」と「ADVANCED」。
5. *同じ特徴的な要素を含む名称*：
 - a. 名称が十分に限定されている場合 — 例えば、「ABC CLOTHING LIMITED」と「ABC FOOD LIMITED」。
 - b. 名称が十分に限定されていない場合 — 例えば、「ABC CLOTHING LIMITED」と「ABC APPAREL LIMITED」。

会社登記官に与えられた権限にもかかわらず、現在のところ、会社条例(香港法 Cap.622) 第 108 条に基づきシャドーカンパニーに社名変更を指示する権限を行使する上で、積極的なアプローチは取られていない。既存のシャドーカンパニーを清算する作業は現在、登記所と裁判所が分担している。登記所がこの作業を引き受ける場合、特に多くのシャドーカンパニーがすでに設立され登記簿上存在することを考えれば、それは容易な作業ではないだろう。

E. 結論

結局のところ、2つの社名が「酷似」しているかどうかは判断の問題であり、ケースバイケースで検討しなければならない。会社登記官は、既存のシャドーカンパニーを一掃する上ではあまり積極的な役割を果たさないかもしれないが、新会社を設立しようとする者は、他人の知的財産権を侵害しないよう、登記簿上に類似した名称がないかを徹底的に調査することが常に推奨される。また、企業の知的財産権を保護するために、香港商標登録局で商標登録を取得することも極めて重要である。

3. 見本市やフェアに出展する際の注意点

見本市は、さまざまなブランドが製品やイノベーションを披露し、消費者や他のブランド関係者と会ってビジネスや将来のコラボレーションの可能性を探る絶好の場となる。ブランド所有者は、製品を正式に世に送り出す前に、製品に関するフィードバックを得ることができる。同時に、ブランド所有者は競合他社を分析し、自社のマーケティング戦略や技術が最新かどうかを検討することができる。

見本市やフェアへの出展を確実に成功させるために、ブランド所有者は事前に IPR の保護を取得するよう心がけるべきである。ブランド所有者は、商標、意匠、特許を一般に公開する前に、それらすべてが出願または登録されていることを確認しなければならない。

他の事業者との新たなビジネスチャンスを模索する場合、ビジネスオーナーは他の事業者が IPR の有効な保護を取得しているかどうかを確認するよう心がけるべきである。現地企業の場合は、その会社が有効に設立され、会社登記簿に登録されていることを確認するために、簡単な調査を行うことも有益だろう。

4. 法改正 — マドリッド議定書

A. はじめに

香港や他のほとんどの法域の商標登録制度は、地域的保護しか与えていない。例えば、香港で登録された商標（馳名商標を除く）は、台湾において、台湾で登録された商標と同程度の保護を受けることはできない。商標権を包括的に保護するために、ほとんどの場合、商標権者は、ビジネス上の利益が存在するか、存在する可能性のあるすべての法域で登録を出願することが推奨される。マドリッド制度による国際登録は、このような複数法域での商標登録を容易にするために考案された手段である。

新しい2020年商標（改正）条例（以下「改正条例」）が2020年6月19日に施行された。改正条例に基づき、香港知的財産局（以下「IPD」）の商標登録官は、標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書（以下「マドリッド議定書」）を香港で実施するための規則を作成する。

香港特別行政区政府は現在、香港でのマドリッド議定書の実施に向けた準備作業を進めている。すなわち、香港におけるマドリッド議定書の適用に関する詳細な手続きを規定する関連補助法令の作成、マドリッド議定書の適用を容易にするための専用の情報技術システムの設置、香港におけるマドリッド議定書の適用に関する中央人民政府の同意獲得である。政府は、早ければ2022～2023年までの香港におけるマドリッド議定書の実施を目標としていたが、2024年3月末時点でまだ実施されていない。

B. マドリッド議定書の意義

マドリッド議定書は、世界知的所有権機関（以下「WIPO」）が管理する国際協定であり、出願人は基本登録が行われている商標庁（すなわち、国内官庁または本国官庁）を通じて、WIPOに商標の国際登録を出願することができる。出願人は、複数の締約国（現時点で、中国、欧州連合、米国、日本、韓国、シンガポールなど128カ国をカバーする112の地域がマドリッド議定書に加盟）を指定して、国際出願の保護を求めることができる。つまり、出願人は1つの国際出願を行い、一連の手数料を支払うことで、複数の国で商標を登録できる。登録後、商標権者は、WIPOへの単一の手続きによりさまざまな指定地域の商標ポートフォリオを管理できるという利便性を享受する。これは、出願人が商標の保護を希望するすべての法域で個別に登録を出願しなければならない従来の制度とは対照的である。

C. 個別の国内商標出願との比較

マドリッド制度の利点は明らかだ。出願人は、1つの出願を（単一言語で）本国官庁に提出し、一連の手数料を支払うことで、1つ以上の法域で登録を出願することができる。商標権者が多数の法域でビジネス上の利益を有する場合、1つの国際出願を行うことで、出願段階であれ、その後の更新や変更の記録であれ、費用を節約することができ、商標ポートフォリオの管理が容易になる。その後、当初指定しなかった他の法域に国際登録を拡大する申請を行うこともできる。

しかし、マドリッド制度には大きな弱点があり、それは「中央攻撃」として知られるようになったものである。国際登録の登録日から5年以内に本国官庁で国内出願または登録が拒絶、取り下げ、または抹消された場合には、国際登録も同様に拒絶、取り下げ、または抹消される。国際登録の拒絶、取り下げ、抹消は、各指定法域で国際登録を国内

出願に変更することで解決できるが、これは最初から個別に国内出願を行うよりもはるかに多くの時間と費用がかかる可能性がある。

もう1つの弱点は、香港が特別行政区という特殊な地位にあることだ。香港は高度な自治を享受し、中国とは別の法制度を維持しているため、独自の商標官庁を運営しているが、香港は中国の一部である。マドリッド議定書は国家に限定された国際協定であり、その中では中国が締約国である。中国の特別行政区である香港によるマドリッド議定書の意図的な適用は、**WIPO** とのいくつかの特別な取り決めによって可能となる。上記の理由から、中国国民または香港もしくは中国本土に本拠を置く法人による国際出願については、香港登記所と中国商標局の間で相互指定を行うことができない。したがって、香港での国内出願／登録に基づく国際出願は、マドリッド議定書に依拠して地域的保護を中国に拡大することはできず、その逆も同様である。言い換えると、中国国籍の商標出願人または香港もしくは中国に本拠を置く法人は、保護を受けるためにこの2つの場所で個別に出願をしなければならない。その結果、マドリッド議定書によって得られる利便性が、香港または中国の出願人に限定されてしまう。

中国には中国商標局と香港登記所という2つの指定官庁があるため、国際出願人は、香港と中国の両方を指定して国際出願保護の地域的拡張を求めるか、ビジネスニーズに応じて2つの法域のうち1つを指定するかを選択できる。国際出願人は、中国のみを指定した出願が自動的に香港に適用されるわけではないこと、またその逆も同様であることに注意しなければならない。それぞれの地域で、個別に独立して保護を取得する必要がある。

D. 結論

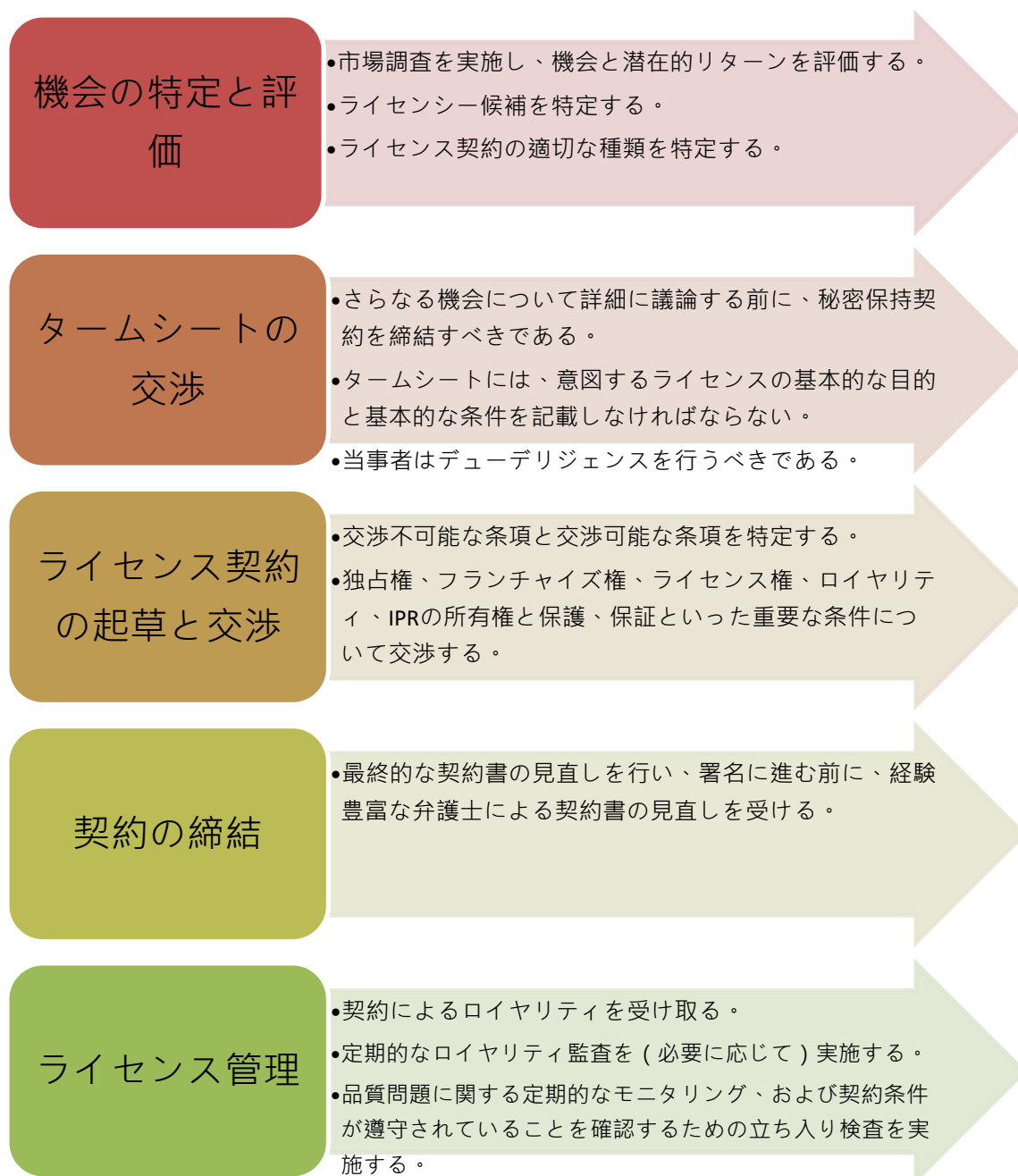
マドリッド議定書の実施によって、国際的なビジネス・知的財産取引のハブとしての香港の競争力はさらに高まるだろう。しかし、香港の企業や事業者は中国で商標保護を取得するのにマドリッド議定書に頼ることができないため、その効力は制限される可能性がある。香港特別行政区政府は、香港と中国の間の相互出願を容易にするための特別な取り決めに結ぶべく、中国当局と協議していることを示唆している。

マドリッド議定書に基づく国際出願が、個別の国内商標出願よりも費用が安く、効率的であるかどうかは、関連する対象市場など、いくつかの要因に左右される。マドリッド制度に基づく国際登録出願を検討する前に、「中央攻撃」のリスクを念頭に置き、本国官庁に対する国内出願・登録が拒絶、取り下げ、抹消されるリスクについて、現地の商標代理人に相談することが賢明である。

第2章：契約の交渉と締結

セクション1：基本的ステップ－交渉から締結まで

ライセンス契約は、各当事者の特定のニーズを満たすよう、ケースバイケースで起草すべきである。以下の概要とガイドラインは、単に一般的なライセンス契約のプロセスを説明するためのものであり、すべてを網羅することを意図していない。



機会の特定と評価

- ブランド所有者は、潜在的なビジネスチャンスと潜在的なリターンを評価するため、適切な市場調査を行うべきである。これには、類似製品の市場調査や小売価格、予想される製造コストなどが含まれる。
- ブランド所有者は、ライセンス契約に基づいて意図した業務を遂行するのに必要な技術、設備、経験を有する適切なライセンシー候補を特定する必要がある。
- ブランド所有者は、ベンチャー候補に適したライセンス契約の種類を特定すべきである。例えば、商品の販売だけが必要な場合は、単純なライセンス契約で十分かもしれない。しかし、製造権も付与する場合には、製造権について規定した、より包括的なライセンス契約が必要となる場合がある。

タームシートの交渉

- 潜在的なビジネスチャンスについてさらに議論する前に、今後共有される情報を保護するために、当事者間で機密保持契約または秘密保持契約（以下「**NDA**」）を締結すべきである。
- **NDA** は、研究開発、潜在的な特許、顧客リストや顧客情報、交渉などの機密情報が共有される場合に重要であり、共有できる情報とできない情報、違反した場合の結果について、両当事者に明確に提示する。
- 一方の当事者が **NDA** に違反した場合、他方の当事者は、将来の開示を防止するため、また金銭的損害賠償を請求するために、訴訟を起こすことができる。
- 当事者はまず、基本的な目的と意図するライセンスの根拠を定めたタームシートに合意すべきである。大まかな条件が合意されれば、当事者はライセンス契約の包括的な条件について交渉を開始することができる。
- 当事者はデューデリジェンスを実施し、ライセンス候補の製品の価値に影響を及ぼし得る問題や、開発・商品化の妨げとなる恐れのある問題を特定すべきである。

ライセンス契約の起草と交渉

- 当事者は、独占権、フランチャイズ権、ライセンス権、ロイヤリティ、**IPR** の所有権と保護、保証など、その他の重要な条件について交渉する必要がある。検討すべき有用な質問としては、以下のようなものがある。
 - 知財ライセンスの利点と欠点は何か。

- どのような権利が与えられ、どのような制限が課されるのか。
- ライセンサーにはいくら支払われるのか。
- IPR を確実に保護し続けるにはどうすればよいのか。
- 当事者はまず、交渉不可能な条項と交渉可能な条項を特定することが有用かもしれない。
- 完璧なライセンス契約や完璧な条件といったものは存在しないことに留意すべきである。最終的に、それは両当事者が何を受け入れられるかによって変わってくる。したがって、当事者は交渉において柔軟であるべきであり、そうすることで両当事者は迅速に前進し、ウィンウィンの状況を達成することができる。

契約の締結

- ライセンス条件について当事者間で合意が得られたら、それを両当事者が署名する書面に記録する必要がある。
- ブランド所有者は、経験豊富な弁護士にライセンス契約書の起草、見直し、最終決定を依頼し、条件が当事者間で合意された通りのもので、曖昧ではないことを確認し、ブランド所有者が不利な立場に置かれないようにすることが重要である。

ライセンス管理

- ブランド所有者は、ライセンス契約の条項が遵守されていることを継続的に監視・確認しなければならない。
- ブランド所有者は、ライセンスに基づいて支払われるべき適切な金額をライセンサーが受け取っているかどうかを確認および判断するために、ロイヤリティ監査が確実に実施されるようにする必要がある。
- ブランド所有者は、ライセンスに基づいて製造される製品が品質基準に適合しているかどうかを監視すべきである。必要であれば、ライセンサーの施設を検査し、施設およびすべての設備が基準に適合していることを確認しなければならない。

セクション 2：契約締結前のデューデリジェンス

はじめに

デューデリジェンスとは、新規事業を開始するにあたって契約を締結する前に、個人または企業に対して行う詳細な調査を指す。その目的は、発生する可能性のある問題や責任を特定することにある。デューデリジェンスの対象となるさまざまな分野には、以下のようなものがある。

1. 財務デューデリジェンス

これには、相手方の経営状態の調査が含まれる。最新の会社年次報告書と会社届出書は、香港会社登記所から入手できる。相手方の監査済み財務諸表も入手して、相手方の資産と負債（貸付金、抵当権、賠償金、租税債務など）を確認し、十分なキャッシュフローと安定した財務実績があるかどうかを評価すべきである。

フランチャイズ契約や製造契約に関しては、相手方がリース契約を締結しているか、不動産や機械を保有しているか、および相手方の設備・在庫・減価償却の現状についても調査が必要な場合がある。

2. コマーシャルデューデリジェンス

これには、相手方のビジネス上の評判や既知の係争に関する調査、および競合状況や類似商品の販売価格などを評価するための主要ビジネス市場に関する調査が含まれる。

想定している契約が製品の製造とライセンスに関するものである場合、ブランド所有者は品質基準や問題を確認するために、相手方企業が製造した製品のリストを入手したいと思うかもしれない。相手方企業の生産能力を確認するために、提供している製品やサービスの完全なリストを入手する場合もある。

3. オペレーショナルデューデリジェンス

これには、相手方の所有構造、組織図、株主・取締役名簿、主要人物など、相手方の背景に関する調査が含まれる。

また、相手方が登録住所で実際に事業運営を行っていることや、主張する場所で事業を

行っていることを確認することも重要である。

4. 法律関連

これには、既存のまたは差し迫った請求や訴訟など、相手方の権利や義務に影響を及ぼす可能性のある法的リスクに関する調査が含まれる。相手方の民事・刑事訴訟の履歴を明らかにし、当該会社またはその代表者が民事・刑事事件に関与していないかを確認するために、徹底的な調査を行わなければならない。

さらに、知財調査も実施して、相手方が所有する IPR を確認するとともに、その IPR に関する既存のまたは差し迫った請求の有無、特に侵害の請求がないかどうかを確認すべきである。

デューデリジェンスにはどれくらいの時間がかかるのか

デューデリジェンスに要する期間は、事案の規模や複雑さによって異なる。例えば、売買に必要なデューデリジェンスは、株式売却に必要なデューデリジェンスとは異なる。株式売却の場合、買い手は当該会社の負債やリスクも引き継ぐことになるため、はるかに広範かつ詳細なデューデリジェンスを実施すべきであるからだ。通常、中小企業に関する単純な案件におけるデューデリジェンス期間は 30 日～60 日程度である。入手可能な情報量、応答時間、相手方とのコミュニケーションなどにより、期間は短くなったり長くなったりする。

デューデリジェンス調査をどの程度の範囲で実施すべきかについて、標準的な要件はない。ブランド所有者は、個々の取引をケースバイケースで検討し、判断しなければならない。

デューデリジェンスサービスプロバイダー

香港には、法律事務所や会計事務所など、多くのデューデリジェンスサービスプロバイダーが存在する。通常であれば、契約の両当事者は、デューデリジェンス調査の実施に必要な情報や書類をお互いに開示し、提供する。

しかし、不正が疑われる場合など、さらなるデューデリジェンスが必要な特別な事情がある場合には、証拠を得るために調査員を雇い、内密の調査を行わなければならないときもある。このような場合には、調査会社に依頼する必要があるかもしれない。

セクション 3：契約に関するキーポイント（交渉の要点）

1. 主な条件とよく起きる争い

当事者はライセンス条件について自由に交渉できるが、当事者が異なる期待を持つことは理解できる。ライセンサーは限られたエクスポージャーで最大のリターンを得ようとし、ライセンシーはライセンサーからの介入を制限した上で、柔軟かつ幅広い権利を望むだろう。

裁判では、契約書に不備があると、意見の相違や争いにつながることを示されている。後掲の表は、IPR ライセンス契約で一般的に見られる主な条件を示したもので、ライセンス契約の交渉や最終決定の際の参考として利用できる。

それぞれのケースは状況によって異なり、以下の例は網羅的であることを意図していないことに留意されたい。利害関係者は、自らの立場が十分に保護されるよう、第三者に法的助言を求めるべきである。

条項	コメント	当事者間でよく起きる争い
一般条項		
IPRの説明とライセンスの範囲	ライセンス範囲は、使用範囲や権原に関する保証範囲（非侵害を含む）に影響を及ぼし、ひいてはライセンス契約の将来の執行方法に影響を与える可能性があるため、詳細かつ正確に記述すべきである。	ライセンサーはより詳細な記述を望み、ライセンシーは大まかな記述を望む。曖昧さは争いにつながり、権原に関する保証範囲や契約の効力に影響を及ぼす可能性がある。
独占性と譲渡可能性	ライセンスには、独占的ライセンス、非独占的ライセンス、または単独ライセンスがあり、譲渡可能な場合と譲渡不可能な場合がある。当事者は、商標が適用される市場での競争などに照らして、各種の影響を慎重に検討すべきである。非独占的ライセンスは（複数のライセンスを付与できるため）収入増加につながる可能性があり、異なるライセンシー間の競争は商品の競争と品質を高める可能性がある。	ライセンシーは、事業や市場の需要に影響を与える他のライセンシーとの競争を避けるため、独占的ライセンスを望む。
販売地域と取引チャンネル	販売地域を特定し、ライセンシーがライセンス地域外の他者に製品を販売することを禁止する適切な非勧誘条項を盛り込むべきである。 ライセンスを特定のチャンネルにのみ付与するのか、それともすべてのチャンネルの市場全体に付与するのかは、ライセンサーの潜在的収益に直接影響を与えるだけでなく、異なる市場でのIPRの使用にも影響を与える。	ライセンサーは自ら開拓するため特定の販売地域やチャンネルを残しておくことを望むが、ライセンシーはすべての販売地域やチャンネルを自ら開拓する自由と、ライセンスを受けた地域内のいかなる相手にも販売する完全な自由を望む。

期間と更新	<p>期間が短いと製品の売上高が少なくなり、ライセンサーの潜在的収益が減少する可能性がある。しかし、自動更新の長期契約では、製品の品質基準の監視が不十分になる恐れがある。ブランド所有者は、業績目標を達成するための十分な時間を確保すると同時に、ライセンス要件の遵守状況を監視できるよう、両者のバランスを図るべきである。</p>	<p>ライセンサーは契約を更新する前にライセンシーの遵守状況を確認できるよう、自動更新のない短期契約を望むが、ライセンシーは既存の条件に変更を加えない自動更新を望む。</p>
ロイヤリティ	<p>ロイヤリティにはさまざまな計算方法がある。商標ライセンス契約の対価として最も一般的なものは、契約一時金の支払いと、ライセンス製品の売上高に基づく継続的なロイヤリティの支払いである。</p> <p>ライセンサーがそもそもライセンスを付与する主な目的はロイヤリティの徴収であるため、この条項の詳細については慎重に交渉すべきである。純売上高の計算から控除できる項目と支払うべきロイヤリティは、両当事者の合意次第である。</p>	<p>ライセンサーは適切な財務報告を伴う定期的な支払いを望むが、ライセンシーは最小限の報告要件でより長い支払い間隔を望む。</p>
支払いと報告の期間	<p>両当事者は、売上高報告書の提出とロイヤリティの支払いについて、形式、手続き、標準的期間の点で合意する必要がある。料金計算の適切な手続きや払い戻しの制度についても、事前に合意しておくべきである。</p> <p>ライセンサーは、ライセンサーの利益を守るため、受領後であってもロイヤリティ報告書に異議を申し立てる権利を</p>	<p>ライセンシーは、ロイヤリティ報告書が受理された後、ライセンサーによる異議申し立てを認めないことを望む。このような場合には、ライセンシー側で追加の管理コストが発生する可能性がある。</p>

	常に留保すべきである。これは、ライセンサーが監査上の不備を発見した場合に特に重要になる。	
監査権	これは、ライセンサーが生産・販売記録や会計帳簿などを検査・監査する権利を指す。これにより、ライセンサーは記録が正確であることや、適切に計算されたロイヤリティの支払いを受けていることを確認できるため、この条項は重要である。	ライセンサーは、ライセンサーの都合の良い時に監査を行う完全な自由を望むが、ライセンシーは、ライセンサーによるこの権利の行使を限られた回数に制限し、合理的な通知がなされることを望む。
契約の解除、および契約解除または満了の効果	この条項には、ライセンサーやいずれかの当事者が契約を解除する権利とその根拠、および解除の効果（ライセンシーは IPR の使用を直ちに中止すること、未払い金をすべて支払うこと、最終的なロイヤリティ報告書を提出することなど）が含まれる。	ライセンサーは、実際の違反か差し迫った違反か予想される違反かを問わず、違反があった場合の契約解除について幅広い裁量を望むが、ライセンシーは、契約解除が重大な違反にのみ適用されることを望む。
IPR の保護		
ライセンスの登録	<p>ライセンスの登録要件に関する法律は、法域によって異なる。一部の法域では、ライセンスの事前登録が必要であり、さもなければ、ライセンシーは第三者に対する賠償などの権利を失う。</p> <p>したがって、ブランド所有者は、ライセンス登録が必須かどうか、必須の場合ほどの当事者が登録の責任を負うかについて、関連契約書で明確に定めておくべきである。</p>	該当なし

IPR の登録と維持	これは、IPR の登録、保護、維持を意味し、ライセンサーが IPR を保護するために申請を継続的に行うことを指す。	ライセンシーはライセンサーに対し、すべての申請を入念に行い、IPR を確保および維持することで、独占権を保護すると約束するよう求めることができる。
IPR の行使	ブランド所有者にとっては、行使措置をコントロールする完全な権利を含め、IPR に関する権利を維持することが重要である。ブランド所有者は、そのような行使手続きが速やかに通知されるようにするとともに、自らの名においてかかる手続きを擁護または推進するか、ライセンシーにそうするよう指示できるような完全な裁量権を確保すべきである。	手続きの実施や、それに関する費用をどちらが負担するかについて、当事者の意見が異なることがある。手続きの混乱や遅延を避けるため、ライセンス契約を締結する前にこの条件について合意しておくことが賢明である。
保証と救済措置		
ライセンサーの保証	これは、ライセンスされる財産に関するライセンサーの約束を指す。	ライセンシーは、第三者の IPR の無効または侵害に関して、明示的な保証を要求することができる。
ライセンシーの保証	これは、取引に関するライセンシーの約束を指す。	ライセンサーはライセンシーに対し、合意された範囲外での IPR の使用など、製造物責任から生じるすべての責任を負うよう要求することができる。
補償	これは、商標または製品が第三者の権利を侵害していることが判明した場合の、各当事者の将来の義務に関するものである。	ライセンサーは通常、ライセンシーの違反によって被るすべての損失と損害を、ライセンシーがライセンサーに補償するよう要求する。
品質管理条項		
意匠と製造基準	ライセンサーにとっては、ライセンスした商標に関連して製造・販売される商品の基準を保証する厳格なメカニズムを盛り込むことが極めて重要である。商品が市場に出る前	ライセンサーは、すべての手続きと技術仕様について厳格な要件と管理を課し、リコールする権利を持つことを望む。一方、ライセンシーは、ライセンサーから

	に、デザイン、サンプル、プロトタイプを提示して承認を得るための適切な仕組みとスケジュールを定めるとともに、商品に欠陥が見つかった場合に市場からのリコールを要求する権利を盛り込むべきである。	の介入を最小限に抑え、ライセンシーによる是正措置の対象となる製品リコールを要求する権利をライセンシーが持たないことを望む。
変更する権利	ブランド所有者は、いつでも製品のデザインを変更する完全な権利を保持し、書面による承認がない限り、ライセンシーが変更を行う権利を制限すべきである。	ライセンシーは、そのような変更を実施するための合理的な時間を与えられること、および、ライセンシーが一定の変更を行う場合、ライセンシーがその変更に対する承認を不当に留保すべきではないことを要求できる。
改良	ブランド所有者は、ライセンシーが改良を加えた場合に、ライセンシーが直ちにそれをライセンシーに通知し、開示するようにすべきである。契約書には、どちらの当事者が改良の権利を所有するのか、または共同で所有するのかについても明記する必要がある。	どちらの当事者が改良に貢献したか、または改良が相手方の機密情報を検討することによってのみ可能になったかどうかに関して、意見の相違が生じることがある。
販売促進および販売権に関する追加条項		
プレミアムアイテム	ライセンシーが販売促進目的でプレミアムアイテムを製造する権利も付与されている場合、当事者は、その費用をどちらの当事者が負担するか、また、その費用をロイヤリティの計算に算入するかどうかを決定すべきである。	プレミアムアイテムの製造費用やその他の費用をどちらが負担するかで争いが生じる可能性がある。
表示	製品の製造に関連して、ブランド所有者は、ライセンシーが製品に商標を付すべき特定の方法があるかどうかを指定しておくべきである。	商標を付す方法に関する規定がないと、ライセンシーが登録通りに商標を使用せず、商標の不使用により脆弱性が生じる恐れがある。

セカンド、オーバーラン	契約に製品の製造と販売が含まれる場合、ブランド所有者は、ライセンシーがセカンド（欠陥があっても商品価値のある製品）やオーバーラン（過剰生産品）を販売できるかどうかについて、ルールやガイドラインを課したいと思うかもしれない。	ブランド所有者は、ライセンシーに自社の商標を付したセカンドやオーバーランを販売する権利を認めるかどうか、また、それが自社ののれんや評判を損なう恐れがあるかどうかを検討すべきである。
在庫品の販売	契約解除または満了後の売れ残り商品に関して、適切な取り決めを結ぶべきである。	契約の解除または満了に際して、ライセンサーはロイヤリティを全額計上した上で在庫品の限定的な販売期間を設けることを望むが、ライセンシーは在庫品を自由に処分できることを望む。
フランチャイズ権に関する追加条項		
財産のリース	契約書には、どちらの当事者が、フランチャイズを運営する施設のリースを調達する責任を負うかを明記すべきである。	フランチャイザーがリースを保有する場合、フランチャイザーはフランチャイジーに対する追加的な支配権を得ることになる。
取引制限	フランチャイズ契約には、フランチャイジーが一定の期間、一定の地域内で同一または類似の事業を行うことを禁じる制限条項を常に盛り込むべきである。	期間や対象地域は、フランチャイジーが完全に仕事を失うことになるほど過大なものにすべきではない。判例によると、このような条項は強制力を持たない可能性があり、それは利便性のバランスに左右される（BFAM Partners (Hong Kong) Ltd v.Gareth John Mills & Segantii Capital Management Limited [2021] HKCFI 2904）。
ボイラープレート条項		
言語	当事者が2つの言語で契約を締結するのは珍しいことではない。しかし、不明瞭な場合にどちらの言語が優先される	1つの契約書内で異なる言語を翻訳することは、その解釈に関して争いを引き起こす恐れがある。

	かを明記するよう注意すべきである。	
準拠法と法域	契約を統治する法律を明確にすることが重要である。訴訟が発生した場合、裁判所はこの条項を尊重し、当事者間で合意された特定の法律を使用する。この条項は、当事者が異なる法域に属する場合に特に重要である。	両当事者とも、特にそれぞれの当事者が異なる法域に属する場合には、自己の準拠法と法域を使うことを望む。
紛争解決	この条項は、当事者同士が争いをどのように解決するかを定めるものである。訴訟、調停、仲裁など、さまざまな方法がある。	紛争解決メカニズムがあれば、紛争解決から生じるリスクや費用を当事者が管理するのに役立つ。

2. 日本と香港の契約慣習の違い

契約とは、個人または法人間の重要な合意であり、両当事者の権利と責任を定めるものである。契約を締結することで、当事者は履行義務を負うとともに、相手方に対して履行を要求する権利を得る。したがって、契約とは、関係の構築、当事者の義務、そうした義務の履行を規定する一連のルールである。

契約は日常生活で一般的なものだが、国によって慣習の違いがあり、欧米のビジネスマンと伝統的な考えを守る日本のビジネスマンの意識や行動にも著しい違いがある。

欧米のビジネスマンにとって、契約とは各当事者を法的に拘束する法的な合意であり、当事者間の義務を定める唯一の、または主要な根拠となり得るものである。交渉は、各当事者が合意において最も有利な立場を得ようとするため、より対立的なものになる可能性がある。

一方、日本の文化は、相手との調和を求め、単に形式的な合意ではなく、信頼に基づく継続的な社会関係を当事者間で築き、維持しようとする傾向がある。このような相互信頼が構築された後、日本企業は、当事者間の書面による拘束力のある契約を締結してそれに単純に従うのではなく、口頭による合意に基づいて行動することがよくある。

書面による契約を締結する場合、必要なすべての条件が詳細に記載されているとは限らない。むしろ、日本人はかかる契約を、共通の目標に向けた意思表示の伝達に過ぎないとみなすかもしれない。そのため、責任、違約金、解除など、契約関係の履行が規制されない事態を招く恐れがある。このような重要な条項は、善意に基づく当事者の規律と行動に委ねられ、当事者間の意見の相違を引き起こす可能性がある。

香港は英国の正式な植民地であったため、契約交渉ではより欧米的なアプローチを採用し、よりリスク許容度が高く、混乱を避けるために関係を規定する条件をすべて盛り込もうとする。世界中のあらゆる国から外国人投資家が集まる国際的なビジネスハブであるため、契約上の取り決めや合意はビジネスを行う上で極めて重要である。したがって、契約は比較的長く、詳細なものになりがちである。

交渉段階では、香港企業を含む日本以外の企業にとっては、当事者が条件を交渉し、双方が受け入れられる中間点で決着することを期待して、出発点として自社に非常に有利な契約案を提示するのが一般的である。一方、日本企業は、最初から両当事者にとって中立的な契約案を提示し、それに関する交渉がほとんどまたはまったく行われなことを期待するかもしれない。

異なる国の企業は、契約交渉のスタイルや好み異なる場合があるものの、そのような違いは伝統的な慣習の違いによるものであることに留意すべきである。したがって、当事者は相手方が同じ契約慣行に慣れていない可能性があることを念頭に置き、そのような違いは必ずしも信頼の欠如によるものではないことを理解しなければならない。それはむしろ、双方にとって受け入れ可能な条件について交渉して契約を結び、当事者間の将来の争いを避けるという共通の目標があることを示している。

3. 日本法準拠契約と香港法準拠契約の違い

慣習の違いに加え、日本法準拠契約と香港法準拠契約にも若干の違いがある。以下に、交渉の過程で当事者が留意すべき主な相違点を示す。

A. ライセンスの登録

特許ライセンスや商標ライセンスなど、特定の独占的ライセンスについては、法的効力を生じさせるために登録が必要である。非独占的ライセンスも、かかるライセンスを当事者候補に通知するために登録できるが、必須ではない。

香港ではライセンス登録自体は必須ではないものの、IPR に対する権益を取得する第三者に対してライセンスが有効であるためには、ライセンスを正式に登録する必要がある。

B. 言語

日本企業は主に日本語で契約するが、他の国では英語で契約するのが一般的である。日本語は国際語ではなく、日本語の法律用語は抽象的で日本人以外には理解しにくいと考えられているため、香港企業にとっては障害となりかねない。そのため、香港企業やその他の外国人にとっては英語が好まれる言語となっている。

明確性を求めて、日本語と英語の両方を含むバイリンガルの契約案を作成することもできる。ただし、その場合には、争いが生じた場合にどちらの言語が優先されるかを明記しておくことが推奨される。

C. 準拠法と法域

香港の裁判所は、当事者間で合意された内容に基づき、合意の精神を支持する傾向がある。

契約に香港を拠点としない外国当事者が含まれる場合は、混乱や意見の相違を避けるため、選択した準拠法を明示的に規定する準拠法条項を含めることが推奨される。

D. 補償

補償条項とは、一方の当事者が、自らの特定の行為、不作為、契約不履行または過失の影響に関して、他方の当事者に補償を与えることを約束するものである。香港法の下で、当事者は賠償の範囲について自由に契約し、合意することができる。

これに対し、日本法には補償という概念がないことに留意しなければならない。代わりに、契約当事者は、損害賠償請求や特定履行など、契約違反による一定の救済を受けることができる。

5. 販売契約における商標ライセンス条項の本質と内容

特定の製品を販売するために販売契約を締結する場合、ライセンシーが潜在顧客にブランド製品を宣伝・広告し、売上を上げるためには、ブランドや商品に関連する商標ライセンス権も付与することが欠かせない。このような行為は、ブランド所有者やブランド製品ののれんや評判に影響を与える可能性がある。

したがって、ブランド所有者は販売契約を締結する際に、前掲の表に記載されているような重要な条件がすべて盛り込まれていることを確認すべきである。また、以下の条件にも特に注意を払わなければならない。

A. 使用範囲

ブランド所有者は、ライセンシーが商標の使用範囲と使用方法に従うこと、ブランド製品に通常付随する品質が維持されること、およびライセンシーが商標の正規ライセンシーであることを誠実に表示することを確実にするために、ライセンスの下で許可される使用範囲を指定すべきである。これは、商標が使用され、ブランド製品が販売業者やライセンシーによって販売されているにもかかわらず、消費者がブランド所有者を商標とブランド製品の真の所有者として認識するようにするために重要である。

B. のれん

ライセンス契約や販売契約を結ぶ際、ブランド所有者は、ライセンス契約や販売契約の期間中に販売店によって生み出されたのれんがブランド所有者に帰属し、ブランド所有者に利益をもたらすこと、および販売契約の対象であるブランド製品のマーケティングおよび広告にブランド所有者が関与することを定めた条項が盛り込まれていることを

確認すべきである。

同様に、ブランド所有者は、契約が解除された場合には、契約期間中に商標に付随していた権利やのれんがブランド所有者に確実に戻るようにしなければならない。

C. 執行

ブランド製品を保護し、販売業者の販売地域内での不正販売、侵害行為、偽造行為を防止することは、ブランド所有者と販売業者の双方にとって利益となる。ブランド所有者は、執行措置をコントロールするための完全な権利を維持することを望むかもしれない。実際の取り決めは両当事者の合意を条件とするが、いずれにせよ、販売契約書には、訴訟問題が発生した場合の両当事者それぞれの権利と義務（誰がそのような法的手続きの指揮を執るのか、誰が費用を負担するのか、損害賠償や和解に関連する金銭配分はあるのかなど）を明記すべきである。

第 3 章：契約後段階

セクション 1：品質管理

関連する知財契約を締結した後も、当事者は契約の遵守を継続的に監視・確認すべきである。これは、ライセンス契約によってライセンシーがライセンサーの商標を付した商品の製造・販売を認められている場合に、ライセンサーの商品の評判や品質を保護し、ライセンサーの商標の価値を維持するために特に重要である。優れた実践として、ライセンス契約において品質管理規定を設けるとともに、商標の製造と使用に関する適切な手順について確固たるガイドラインを定めることが有用である。以下に、品質管理規定に盛り込むことができる項目を示す。

1. 知財デューデリジェンス

ブランド所有者は、ライセンシー候補について経歴や評判をチェックし、ビジネス上の評判が良好であり、これまで IPR 侵害や品質問題などに関連する訴訟に関与したことがないことを確認したいと思うかもしれない。

2. 商標の使用および製品の製造に関する明確なガイドライン、仕様、要件の提供

製品に商標を付す場合、商標がそのまま使用され、ライセンシーが商標の独自バージョンを作成しないようにするために、また、商標が正確かつ高品質に印刷されるようにするために、ライセンシーに電子コピーを提供することが有用な場合がある。

製品の一部に特定の色を使用しなければならない場合、ブランド所有者はライセンシーに対してそれを明示し、ライセンシーにそうした要件をすべて遵守させなければならない。

3. サンプル依頼と製品検査

ブランド所有者は、ライセンス契約に基づいて製品が製造され、市場に投入される前に、試作品の製造、検査、承認のためのメカニズムを盛り込みたいと思うかもしれない。そうすることで、ブランド所有者はまず製品の安全性、外観、機能性などを確認することができる。ブランド所有者は、試作品に加え、(場合に応じて) パッケージや取扱説明書の一式を要求し、一般公開前に承認することもできる。

4. 製品製造と製品承認取得のための承認システム

ライセンス契約には、ライセンシーが販売用の製品および関連商品の製造を開始する前に、サンプルをライセンサーに提出し、承認を受けるという包括的な仕組みを盛り込むべきである。優れた実践の下では、ライセンス契約において、ライセンサーが書面による承認を与えなかった場合には自動的な承認とはみなさず、提出されたサンプルの不承認とみなすことを規定すべきである。ライセンス契約では、不承認のサンプルは保管せず、破棄することも規定することが望ましい。

しかし、上記のような状況は当事者にとって必ずしも実行可能とは限らず、製造スケジュールの大幅な遅れや混乱を引き起こす可能性がある。そのため、サンプルの提出と審査、および書面による承認または不承認を与えるための期間について、当事者間で相互に合意するのが一般的である。不承認の場合、ライセンサーは不承認の理由を示し、ラ

イセンシーがそれに応じて改善を行えるようにすべきである。

5. 契約後の現場訪問

ブランド所有者は、ライセンサーがライセンシーの施設や工場を検査し、製造方法がライセンサーの設けた品質基準に適合していることを確認できる条項をライセンス契約に盛り込むのが一般的である。これには、工場・施設、製造工程・機械、原材料、完成品、財務、人事、会社の記録などに関する検査が含まれる。

ライセンサーはこの権利を留保すべきだが、そのような検査はライセンシーの通常の業務運営を妨げる恐れがあると認識されている。そのため、こうした検査を実施する前に事前通告を行う必要があること、および検査は通常の営業時間内に行う必要があることをライセンス契約書に明記するのが一般的である。

また、当事者は、ライセンシーの業務や事業に支障が生じないように、年間の検査回数の上限と、追加検査を要求する理由や状況を設定するのが一般的である。

セクション 2：紛争解決方法

他の争いと同様に、ブランド所有者は、香港における商標、著作権、特許、さらにはドメイン名に関する権利を守り、争いを解決するために、他の個人や企業に対して民事訴訟を起こすことができる。

とはいえ、訴訟が争いを解決するための最善かつ最も効率的な方法ではない場合も多い。香港は、アジア太平洋地域における国際的な法律および紛争解決サービスの主要な中心地として、当事者が訴訟に至ることなく意見の相違を解決できるよう、仲裁や調停といった他の代替的な紛争解決メカニズムも提供している。

香港の香港国際仲裁センター（以下「**HKIAC**」）は、世界で最も好まれる裁判外紛争解決機関のトップ 3 に入る。**HKIAC** には、特定のニーズを持つさまざまなクライアントを支援するために、資格を持つ仲裁人や調停人、その他の経験豊富な実務家など、幅広い言語に堪能な国際的専門家が多数在籍している。**HKIAC** は、複雑なものから単純なものまで、仲裁、調停、ドメイン名紛争の処理に関して豊富な経験を持っており、香港、上海、ソウルで審問を開けるほか、バーチャル審問も可能である。

詳細については、香港の裁判外紛争解決手続（**ADR**）関連のマニュアルを参照されたい。

付録

サンプル契約書#1：商標ライセンス契約書

(この見本は、商標を付けた製品の販売用であり、製造する権利は関係しない。) 製造する権利を含む見本については、サンプル契約書#3を参照のこと。

本契約は、[年] [月] [・] 日に締結される。

当事者

- (1) [ライセンサーの名前] その登記上の事務所は、[ライセンサーの登記上の所在地] に所在する（「ライセンサー」という）。
- (2) [ライセンシーの名前]（企業登録認証番号：[・]）その登記上の事務所は、[ライセンシーの登記上の所在地] に所在する（「ライセンシー」という）。

背景事実の説明

- A. ライセンサーは、世界中の [・] に関する知的財産 ((a) 添付の付属書 A においてさらに詳細に記述する商標（「本商標」という）、ならびに(b) ノウハウ、営業秘密など（「本ノウハウおよび本営業秘密」という）を含むが、これらに限定されない）の所有権者である。
- B. ライセンシーは、本商標、本ノウハウおよび本営業秘密を伴うまたはこれらに関する当該商品を、[・]（「ライセンス対象地域」という）において輸入、広告、販売促進および販売することを希望している。
- C. ライセンサーは、ライセンス対象製品をライセンス対象地域において以下に示す条件で輸入、広告、販売促進および販売する独占的ライセンスを付与する用意があり、ライセンシーは、このライセンスを自発的に取得する。

よってここに、以下に定める相互の誓約および条件を約因として、かつ、その他の有効な有価約因のため、**本契約により以下のとおり合意する。**

1. 解釈

- 1.1 本契約において、文脈上別段の解釈を要する場合を除き、下記の表現は、下記の意味を有する。

「知的財産」 本契約の過程で、かつ／または本契約の期間中に、ライセンサーが提供する [●] の製品および／または生産に関する何らかの文書、プロセス、製造、情報、技法、ビジネス方法、図面、ロゴ、取扱説明書、リストおよび手順、ならびに顧客の詳細、マーケティング方法および手順、ならびに広告印刷物に存する、世界のあらゆる場所におけるあらゆる性質の一切の知的財産権をいい、登録済みか、登録可能かその他かを問わない。特許、実用新案、商標、登録意匠およびドメイン名、上記のいずれかの出願、商号または屋号、のれん、著作権および著作権の性質の権利、意匠権、データベースにおける権利、著作者人格権、ノウハウ、営業秘密およびその他の知的財産権を含む。

「本商標」 本契約の付属書 A で示すと通りの、文字および／またはロゴの形態の商標をいう。

「本ノウハウおよび本営業秘密」 [●] の生産、プロセス、材料、計算、ノウハウ、秘密、製造、技法、ビジネス方法、成分、製法および／または知識に関するあらゆる形態の一切の情報を含むが、これらに限定されない。

「ライセンス対象製品」 本商標ならびに本ノウハウおよび本営業秘密を伴いライセンス対象地域においてライセンサーがまたはライセンサーのために販売することが許可される、[●] または両当事者が随時さらに合意することのあるその他の商品をいう。

1.2 制定法上の規定への言及は、改正もしくは再制定された、または（本契約の日の前後を問わず）その適用が他の規定により随時修正される、当該規定への言及と解釈され、当該規定が（修正の有無を問わず）その再制定である元の規定を含む。

1.3 本契約での条項および付属書への言及は、文脈上別段の解釈を要する場合を除き、本契約の条項および付属書を指し、本契約の付属書は、本契約の一部を形成するとみなす。

1.4 複数の人が与え、または取り結ぶすべての表明、保証、約束、補償、誓約、合意および債務証書は、連帯して与え、または取り結ぶ。

1.5 見出しは、便宜上挿入するに過ぎず、本契約の解釈に影響を与えない。

1.6 文脈上別段の解釈を要する場合を除き、単数を意味する語は複数を含み、複数の意味する語は単数を含み、1つの性を意味する語はあらゆる性を含む。

2. ライセンスの付与

2.1 ライセンサーは、本契約の期間にわたり、本契約により下記のことをライセンシーに付与する。

(a) 本商標ならびに／または本ノウハウおよび本営業秘密を伴うまたはこれらに関するライセンス対象製品を、ライセンス対象地域のみで、本契約に定める条件に従い輸入、広告、販売促進および販売し、流通させるために、本商標ならびに／または本ノウハウおよび本営業秘密を使用する独占的権利

(b) 疑義を避けるために付言すると、各場合に本商標ならびに／または本ノウハウおよび本営業秘密を使用する権利は、両当事者がライセンス対象製品の範囲を拡大することにあらかじめ書面でさらに合意する場合を除き、ライセンス対象地域内での本契約に明記するライセンス対象製品に厳密に限定される。

2.2 ライセンシーは、本契約の効力発生日をもって、本契約に定める条件に従い本商標ならびに／または本ノウハウおよび本営業秘密をライセンス対象地域で使用する移転不可の独占的ライセンスを、本契約によりライセンサーから受け入れる。

3. 期間

3.1 本契約は、本契約の日から効力を有し、本契約の定めに従い早期に解除される場合を除き、[•] を当初期間とする。当初期間が終了したとき、両当事者は、本契約に定める同一の条件（更新条項を除く）で、または両当事者が書面で修正し署名し得るとおり、追加期間について本契約を更新するため交渉に入ることがで

きる。

- 3.2 両当事者が本契約を延長または更新するとの合意に至ることができなかった場合、ライセンシーは、ライセンス対象製品のいずれについても、本商標ならびに／または本ノウハウおよび本営業秘密の使用を直ちに中止し、売れ残ったすべてのライセンス対象製品のすべての残存在庫品を下記第 14.1 項(b)(iii)に従いライセンサーに引き渡すが、本商標ならびに／または本ノウハウおよび本営業秘密のいずれかを伴うまたはこれらに関するすべての当該商品の整然とした処分に関する取り決めに両当事者間で合意することができた場合は、この限りでない。

4. ライセンサーの権利

- 4.1 ライセンサーは、ライセンシーが本商標ならびに／または本ノウハウおよび本営業秘密を使用するやり方に対し完全な支配権を有する。ライセンシーは、ライセンス対象製品についてを除き、本商標ならびに／または本ノウハウおよび本営業秘密のいずれも、ライセンサーが書面で承認していない他の商品にもしくは他の商品に関連して、または他のやり方で、ライセンシーが使用しないことに同意する。

- 4.2 ライセンシーは、本契約に定める要件が満たされることを確実にするために、予告をした上でまたは予告なく営業時間中に施設（ライセンス対象製品が保管されている場所または敷地建物に所在する施設を含むが、これらに限定されない）を検査することをライセンサーの代表者に許可することに同意する。要件の違反があった場合、ライセンサーは、その単独の裁量で、本契約が直ちに解除されると宣言することができる。

5. 本商標ならびに／または本ノウハウおよび本営業秘密の使用

- 5.1 ライセンシーは、事前にライセンサーから書面で承認を得ない限り、本商標ならびに／または本ノウハウおよび本営業秘密のいずれも、その複製または異形も、いかなるやり方（広告および販売促進を含む）でも使用してはならない。
- 5.2 ライセンシーは、ライセンサーが随時要請する場合、ライセンサーの仕様およびガイドラインに厳格に従い、本商標のいずれかを伴うまたは使用するタグまたはカードを、販売に供するすべてのライセンス対象製品および本契約に従い販

売するすべてのライセンス対象製品に付け、または適用する。

- 5.3 すべてのライセンス対象製品は、ライセンシー自身の名前および所在地のもとに、かつ／またはこれに言及することにより、直接販売される。ライセンシーは、ライセンサーの名前および／もしくは所在地、またはその異形、翻訳、翻案もしくは省略形を、ライセンス対象製品に使用してはならない。
- 5.4 [上記第 5.3 項を除き、] ライセンシーは、書面での明示的な事前承認がない限り、また承認が与えられた場合はライセンサーが課すことのある条件に従わない限り、本商標のいずれかを伴うライセンス対象製品に、ライセンサー以外の人、会社または事業体の商号、商標、名称、ロゴその他の識別情報が表示されることを許可してはならない。
- 5.5 ライセンサーが要請したとき速やかに、ライセンシーは、ライセンシーによる本商標のいずれかの使用に関連するすべてのラベル、広告、販売促進、製品、書簡用紙、パッケージング、パンフレットおよび広報その他の資料の見本をライセンサーに無償で提出するものとし、ライセンサーまたはその指名代理人がライセンサーによる承認を書面で認証するまで、かつ、ライセンサーが課すことのある条件に従わない限り、このような資料を使用してはならない。

6. ライセンシーの誓約

- 6.1 ライセンシーは、ライセンサーが本商標ならびに／または本ノウハウおよび本営業秘密の単独所有者であることを本契約により認め、登録および未登録商標としての本商標、ならびに／または本ノウハウおよび本営業秘密の各々における、また各々に対するライセンサーの権利を認め、ならびにこれらを商号および屋号として、またはその他ライセンサーの財産的権利として認める。ライセンシーは、本商標ならびに／または本ノウハウおよび本営業秘密のライセンシーによる使用から生じるのれんが、ライセンサーに利益をもたらし、ライセンサーに帰属することに同意する。
- 6.2 さらにライセンシーは、ライセンス対象地域および（ライセンサーが希望する場合は）他の地域において本商標ならびに／または本ノウハウおよび本営業秘密を使用する、またはこれらを使用する権利もしくはライセンスを第三者に付与する、ライセンサーの独占的権利を認める。

- 6.3 常に例外なく、ライセンシーは、本商標ならびに／または本ノウハウおよび本営業秘密のいずれに対する請求または権利も有しない。ライセンシーは、本商標ならびに／または本ノウハウおよび本営業秘密のいずれかにおける所有権を本ライセンシーが有すると明示または黙示に主張または表明してはならない。ライセンシーは、本契約の期間中またはその後のいつにおいても、本商標ならびに／もしくは本ノウハウおよび本営業秘密の有効性を損なうもしくはこれに影響を与えるおそれがある、または本商標ならびに／もしくは本ノウハウおよび本営業秘密における、またこれらに対するライセンサーの権利を何らかの形で損なうおそれがある、または本商標ならびに／もしくは本ノウハウおよび本営業秘密の質を何らかの形で低下させるおそれがある、またはライセンサーにとってのその商業的価値を低下させるおそれがある行為を直接的または間接的にしてはならず、させてもならない。
- 6.4 ライセンシーは、本商標のいずれかまたはその一部とまったく一致した、紛らわしく類似した、またはそれを含んでいる商標の登録を、世界のいずれの場所（ライセンス対象地域を含むが、これに限定されない）でも出願してはならず、取得してはならず、本商標または本商標のいずれかを含んでいる標章について、ライセンサーが獲得した登録に異議を申し立ててはならず、ライセンサーが提出した出願に対抗してはならない。
- 6.5 ライセンシーは、何らかの商品またはサービス（商品を含むが、これに限定されない）にまたはこれらに関連して商号として直接的または間接的に本商標ならびに／または本ノウハウおよび本営業秘密のいずれかを使用することによるか否かを問わず、本商標ならびに／もしくは本ノウハウおよび本営業秘密、ならびに／またはライセンス対象製品のいずれかの評判を損なうまたはこれらのいずれかに悪影響を与えるおそれがある行為をしてはならず、そのような不作為を黙認してもならない。
- 6.6 ライセンシーは、本商標ならびに／または本ノウハウおよび本営業秘密における、またこれらに対するライセンサーの権利を保証、保持および保護する目的で、ライセンサーと全面的かつ誠実に協力するものとし、ライセンサーの要請に応じ、本商標ならびに／または本ノウハウおよび本営業秘密の所有権者としてライセンサーを登録し、ライセンス対象地域における本商標の登録使用者としてライセンシーを登録する出願に関し、ならびに必要な場合にはライセンス対象地域での本商標ならびに／または本ノウハウおよび本営業秘密の保護または実施のための訴訟に関し、合理的なあらゆる援助を提供する。

- 6.7 ライセンシーは、ライセンス対象地域での本商標ならびに／または本ノウハウおよび本営業秘密のいずれかの不適正もしくは違法な使用または侵害について、ライセンシーがそれを知った後直ちに、ライセンサーに注意喚起する。ライセンシーは、本契約を履行するにあたり、ライセンサーの財産権および権益を保護するためにあらゆる努力をし、ライセンサーにより要請された場合には、本商標ならびに／または本ノウハウおよび本営業秘密のいずれかに関するまたはこれらに関連する訴訟において、ライセンサーに全面的に協力する。
- 6.8 ある侵害者を相手どり訴訟を提起するか否かについての決定は、すべての事案においてライセンサーの絶対的裁量に委ねられるものとする。
- 6.9 ライセンサーは、ある侵害者を相手どり訴訟を提起することに同意した場合、費用自己負担でこれを行うものとし、回収可能な損害賠償金を得る権利を有する。ライセンシーは、ライセンサーの要請に応じ、共同原告となることに同意するが、ライセンシーに生じ得る訴訟費用については、ライセンサーが事前に書面で明確に承諾した上でライセンサーが責任を負うことを基本とし、かつ、ライセンサーが任命し得る弁護士を使うことを条件とする。ライセンシーは、ライセンサーの要請に応じ、このような訴訟の追行に合理的に必要なまたは望ましい文書を作成し、その他のことを行う。
- 6.10 このライセンスは、ライセンシーに一身専属的である。ライセンシーは、本契約に基づきライセンシーに付与される権利およびライセンスのいずれも、ライセンサーが事前に書面で明確に承諾しない限り、全体か一部かを問わず譲渡、移転、譲渡抵当設定、負担設定またはサブライセンス供与することはできず、ライセンサーは、このような承諾をその単独の絶対的裁量で与えることも与えないこともできる。本契約に定めるライセンシーへの付与は、もっぱらライセンスの形とみなされ、本商標ならびに／もしくは本ノウハウおよび本営業秘密のいずれかにおける権益もしくは権利、またはライセンス対象製品に関連してライセンサーが有し得るその他の権利を、ライセンシーに授与するものではない。
- 6.11 本契約の便益および本契約に基づくすべての権利は、本契約の期間中いつでもライセンサーが譲渡または移転することができ、ライセンサーの承継人または譲受人に利益をもたらす。
- 6.12 ライセンス対象製品のライセンシーによる流通、販売、広告および販売促進のす

すべての側面は、ライセンシーの危険負担および責任で、ライセンシーの勘定によるものとする。ライセンシーは、独立契約者として行為するものとし、雇用主としてまたはライセンス対象製品の販売店および／もしくは売主としての立場のライセンシーに対し法により課される義務のライセンシーによる違反について、ライセンサーは責任を負わない。ライセンシーは、ライセンシーが生産したライセンス対象製品の流通、使用、販売、広告または販売促進から生じるまたはこれらに関連する第三者のすべての措置、請求、要求、費用、負担および経費について、ライセンサーに補償をする。

7. 無許可の標章

7.1 本商標を伴うまたはこれを使用する箱、タグおよびカードには、他の商標、商号、図案の表示その他の是認（「無許可の標章」という）を入れてはならず、ライセンシーは、ライセンサーが承諾しない限り、ライセンス対象製品の販売、販売促進、広告または流通に関連して、このような無許可の標章をいかなるやり方でも使用してはならない。

7.2 無許可の標章が第三者による侵害の主張の対象である場合、ライセンシーは、ライセンサーに生じ得る一切の結果的な訴訟、請求、要求、損害、費用、経費その他の救済手段につき、またはこれらに関し、全面的にライセンサーに補償をする。

7.3 ライセンシーは、一般に受け入れられた適正な商標使用基準、またはライセンサーが指定し得るその他のやり方で、本商標を使用する。[ライセンシーは、(1) 本契約に基づき販売に供するライセンス対象製品の各々、(2) 1つまたは複数の本商標を伴うすべてのパッケージング、(3) すべてのビジネス資料、ならびに(4) 本商標を使用するすべての広告に、またはこれに関連して見られる本商標のうしろに、適正な商標表示を入れる。]

8. 図案および製作基準

8.1 ライセンシーは、下記のことと同意する。(1) ライセンス対象製品およびパッケージは、高水準であり、ライセンサーおよび本商標ならびに関連するのれんの威信を保護し高めるような様式、外観、識別性および品質であり、(2) ライセンス対象製品は、適用されるすべての法律および規則に従い包装、販売および流通し、(3) ライセンシーによる販売、流通および利用の方針は高水準である。

- 8.2 ライセンシーは、下記の各出荷物を生産する前に、その都度ライセンサーから書面での事前承認を得るために、下記の物のサンプルをライセンサーまたはその授権された代表者に提出する。
- (a) ライセンシーが本商標ならびに／または本ノウハウおよび本営業秘密のいずれかに基づきまたはこれに言及することにより、販売に供することを提案するすべてのライセンス対象製品（本商標のいずれかを伴う製品として、当該製品のために、当該製品において、または当該製品に関連して使用することをライセンシーが提案するすべての図案、印刷物、パッケージング、箱、色および様式を含む）
 - (b) 1 つまたは複数の本商標を伴い、ライセンス対象製品に関連して使用すべき、ライセンシーが使用することを提案するすべてのパッケージング
 - (c) 本商標および／またはライセンス対象製品に関連してライセンシーが使用することを提案するすべてのビジネス資料
- 8.3 ライセンサーまたはその授権された代表者がライセンス対象製品およびパッケージングのサンプルを受け取ったとき、ライセンサーは、速やかにライセンサーの承認その他の意見を書面でライセンシーに知らせ、またはライセンサーが承認を拒否する場合はその理由を述べる。
- 8.4 ライセンス対象製品またはパッケージングのいずれかのサンプルについてライセンサーの承認が書面で得られた後、ライセンシーは、ライセンサーから改めて事前承認を得ない限り、いかなる重要な点についてもそのサンプルから逸脱してはならない。
- 8.5 ライセンシーは、ライセンサーが書面で要請し次第、本契約に基づきライセンシーが販売しているライセンス対象製品の生産工程から、少なくとも各図案および色から 1 つの割合となる数の無作為に選んだ追加のサンプルを、ライセンサーの費用負担なく提供する。
- 8.6 上記第 8.2 項に従い承認を得るためにライセンシーがライセンサーに提出する

すべての資料は、ライセンサーが随時指定し得るライセンス対象地域の所在地、またはそのように指定し得る他の場所のライセンサーに送付する。

9. ライセンス対象製品のリコール

- 9.1 ライセンシーがいずれかのライセンス対象製品に関し何らかの性質の苦情について第三者により書面その他で通知を受けた（「**第三者通知**」という）場合、ライセンシーは、直ちに書面でライセンサーに通知し、当該第三者通知の具体的詳細をライセンサーに提供する。ライセンサーは、第三者通知およびその他の入手可能な情報に基づき、かつ、いずれかの当局の適用されるすべての法律および規則に従い、ライセンス対象製品の市場からの撤退またはリコール（「**本リコール**」という）にライセンシーが着手するか否かを単独で決定する。上記の定めにかかわらず、本リコールに関するライセンサーの決定は、最終的であるものとする。本リコールの場合、ライセンシーは、ライセンサーが要請するとおり、ライセンサーに全面的に協力し、必要または望ましいすべての措置を講じる（すべての流通経路への書面の通知、およびすべての流通経路からの製品の回収を含み得る）。

10. ライセンシーの義務

- 10.1 ライセンシーは、ライセンシーが下記のとおりであることを、本契約により保証し、ライセンサーと合意する。
- (a) 本契約が継続している間常に、本契約に定める条件を遵守し、これを履行する。
 - (b) 最も高いビジネス基準に従って自己の事業を行うものとし、ライセンサーの事業、完全性またはのれんに悪影響を与えるまたはそのおそれがある行為をしない。
 - (c) ライセンス対象製品のライセンシーによる販売に関するすべての照会、取引および手続を明確に示す完全、適正かつ最新の会計帳簿および記録を付けるものとし、ライセンサーの費用負担でライセンシーの当該帳簿その他すべての関連する会計帳簿を閲覧し、そのコピーを取ることを、ライセンサーの正式に授権された代表者に許可し、本契約に基づき支払われるべきロイヤルティその他の支払いの金額を上述のとおりライセンシーの通常の営業時間中いつでも確認できるために必要または適正なそ

の他のすべての情報を与える。

- (d) 各暦月の [・] 日までに、ライセンス対象地域において前月に販売されたすべてのライセンス対象製品の販売数量、総収入および純収入を詳述する真正かつ完全な売上報告書をライセンサーに交付する。
- (e) 両当事者が合意した価格以外の価格で、または合意した範囲外の価格で、ライセンス対象製品を販売に供してはならない。
- (f) ライセンサーに代わって責任を負ってはならず、ライセンサーの債権をいかなる形でも質入れしてはならず、質入れすると称してはならない。

11. ライセンシーによるさらなる約束

11.1 ライセンシーは、下記のことを約束する。

- (a) ライセンシーの株式保有もしくは支配権またはライセンシーの事業の経陣の変更を、ライセンサーに逐次全面的に知らせる。
- (b) ライセンサーからの仕様および指図を改変せず、ライセンシーによる使用のためにライセンサーにより承認された、本商標の用途を妨げず、その形態を変更せず、またはそのように承認された本ノウハウおよび本営業秘密の形態を変更しない。
- (c) 本商標ならびに／または本ノウハウおよび本営業秘密の不満足な使用を、当該不満足な使用についての通知をライセンサーから受け取った後直ちに是正する。

12. 支払いおよび報告

12.1 上記第 2 条に基づくライセンスの付与の対価として、ライセンシーは、合意した条件に従いライセンサーへの支払いを行い、または行われるようにする。

12.2 ライセンシーは、各暦月の [・] 日までに、ライセンス対象地域において前月に販売されたすべてのライセンス対象製品の販売数量、総収入および純収入から成るフォーマットの書面で、真正かつ完全な売上報告（「売上報告（書）」という）

の計算を行い、これをライセンサーに交付する。疑義を避けるために付言すると、両当事者は、ライセンス対象地域でのライセンス対象製品の販売に関し、指定価格差益の予算について合意する。

12.3 ライセンシーは、売上報告において反映された純収入の [•] %を、各翌暦月の最終就業日までにライセンサーに支払う。

12.4 すべての支払いは、香港ドルで、ライセンサーの口座（詳細は下記のとおり）への国際銀行送金により、またはライセンサーが別段指図するとおりに行う。

銀行名	[•]
銀行所在地	[•]
口座名義人	[•]
口座番号	[•]
SWIFT コード	[•]

12.5 ライセンシーに生じる通貨換算費用、租税もしくは請求金、またはその他の費用もしくは経費は、ライセンシーが全額負担するものとし、ライセンサーから回収することはできない。

13. 解除事由

13.1 ライセンサーは、[•] か月前までに書面の通知をライセンシーに与えることにより、いつでも本契約を解除する権利を有する。

13.2 下記の事由のいずれかが発生したとき、ライセンサーは、本契約を即時に解除する権利を有する。

(a) ライセンシーがライセンサーのためにコールオプション証書を作成し、ライセンサーがその単独の裁量で当該コールオプションを行使する。

(b) ライセンシーが本契約の条件のいずれかに違反し、当該違反を是正することを求めるライセンサーからの書面の通知後 [•] 日以内に当該違反を是正しない。

- (c) ライセンシーが期日の到来した自己の債務を返済できないか、またはライセンシーを清算する目的で申し立てが提示され、もしくは会議が招集されるか、またはライセンシーが強制的か任意かを問わず清算し、もしくはその債権者全般と和解するか、もしくはライセンシーの資産のすべてもしくは一部について財産保全管理人を任命させるか、または債務の結果として類似の措置を講じ、もしくは受ける。
- (d) ライセンシーが、ライセンサーの明示的な書面での承諾なく、本契約を譲渡し、もしくは本契約のサブライセンスを付与し、またはこれをする と称する。
- (e) ライセンシーが本契約に基づきライセンサーに支払うべき金額を支払わず、当該違反を是正することを求めるライセンサーからの書面の通知をライセンシーが受け取った後 [・] 日以内に当該違反を是正しない。
- (f) ライセンシーが自己の事業を営する取締役の既存の権能、またはそれらの取締役を選任する株主の権能を、制限または限定する。
- (g) ライセンシーまたは関係する人および／もしくは会社が、ライセンサーから事前に承諾を得ずに、[・] を販売および／または製造する場所に工場または会社を設立することにより、ライセンサーと競合する。

14. 終了の結果

14.1 いかなる理由かを問わず本契約の期間満了または解除のとき、ライセンシーは、下記のとおりとする。

- (a) 本商標ならびに／または本ノウハウおよび本営業秘密のさらなる使用を即時に中止するものとし、ライセンサーの事業または本商標ならびに／もしくは本ノウハウおよび本営業秘密に関しライセンシーに送付されたすべての資料であって、ライセンシーが所持するまたはライセンシーの管理下にあるもの（すべての取扱説明書、技術パンフレット、写真、カタログ、広告資料、仕様書その他の資料、文書、書類、あらゆる図案を含むが、これらに限定されない）（ライセンサーとライセンシーの間の通信書簡以外）、ならびにこれらが入っているあらゆる様式の文書をライセ

ンサーに引き渡すものとし、またはこのようなすべての品目が破棄されたことをライセンサーが満足するように実証するための行為をする。

(b) 直ちに下記のとおりとする。

- (i) ライセンサーに対し支払義務のあるすべての金額を支払う。
- (ii) 本商標のいずれか、または混同を生じさせそうなほどにこれに類似した1つもしくは複数の語のもとに、またはこれらを取り入れ、またはこれらに言及することにより事業を継続してはならず、本ノウハウおよび本営業秘密を使用および／または適用してはならない。
- (iii) 終了後3か月以内に、ライセンシーが所持する売れ残ったすべてのライセンス対象製品を、[・]にあるライセンサーの指定所在地にライセンシーの単独の費用負担で返還する。
- (iv) (該当する場合) 登録使用者としてのライセンシーの登録を取り消すことに関し、必要な一切の文書を作成する。
- (v) 本契約の条件をライセンシーが遵守していることを書面で証明する。

14.2 本契約の解除または期間満了および不更新は、本契約に基づくライセンシーの義務（本契約の解除または期間満了日の時点で発生していた、ライセンサーに支払うべきすべての未払残高の支払いをするライセンシーの義務を含むが、これに限定されない）を免除するものではない。

15. 秘匿性

15.1 本契約に基づきライセンシーに入手できるようにされた情報が、公表されず、公表されるようにならず、その他で公衆に広く知られておらず、知られるようにならず、または類似の守秘義務のない情報源からライセンシーに知られておらず、知られるようにならない範囲についてその間、ライセンシーは、ライセンサーが事前に書面で承諾しない限り、ライセンシーまたはその取締役、役員、従業員もしくは代理人のいずれも、当該情報（財務もしくは取引情報、またはライセンス

対象製品に関する書面もしくは口頭の仕様、ノウハウ、営業秘密、図面、データもしくは技術情報など、本契約に基づくサービスに関連して提供される秘密情報を含むが、これらに限定されない)を、直接的または間接的に、ライセンシーのためか他者のためかを問わず使用してはならず、ライセンス対象地域内外の他の人、企業または法人に開示、公表その他で知らせてはならないことに同意する。ライセンシーの守秘義務は、本契約の終了後も存続する。

- 15.2 各当事者は、本契約の期間中、有形か無形かを問わず、保存、編集または記憶が物理的、電子的、図式または書面のいずれで行われるかを問わず、秘密のビジネスおよび技術情報、マーケティング計画、研究、図面、設計、構想、手法、技法、プロセスおよびノウハウと他方当事者が考える情報が当該当事者に提供され、またはその他でこのような情報へのアクセスを当該当事者が有する可能性があることを了解し、これに同意する。各当事者は、他方当事者の秘密情報につき、当該秘密情報における他方当事者の権利の保持に合致するやり方で、少なくとも類似した性質の当該当事者自身の秘密情報の秘匿性を保持するために当該当事者が払う程度の注意を払って、ただし、いかなる場合も合理的な程度を下回らない努力をして、当該秘密情報を確保し保護することに同意する。各当事者は、本契約に基づく自己の義務を履行するために必要なときを除き、または本契約において明示的に授権されたときを除き、他方当事者の秘密情報のいずれの部分も第三者に入手できるようにしない。

16. 侵害からの保護

- 16.1 ライセンス対象地域でのライセンス対象製品の取引から生じるまたはこれに関連する不公正な競争および／または侵害について、第三者が両当事者のいずれかを相手どり訴訟を開始した場合、

- (a) ライセンシーは、侵害の申し立てを速やかに書面でライセンサーに通知しなければならない。
- (b) ライセンシーは、ライセンサーが書面で承諾しない限り、容認をしてはならない。
- (c) ライセンシーは、ライセンサーが要請するとき、ライセンサーが措置を講じるまたは防御をすることを容認しなければならない、ライセンサーがすべての交渉および訴訟を和解にすると決定した場合には、ライセンサ

ーが求めるとおりあらゆる援助をライセンサーに提供しなければならない。
い。

17. 完全なる了解事項

- 17.1 本契約は、本契約の両当事者間の了解事項の全体を包含しており、本契約において記述する商品の輸入、流通および販売に関連するその他すべての契約に取って代わる。条件は、両当事者が署名をした書面によらなければ修正し、補足し、または取り消すことはできない。

18. 分離可能性

- 18.1 本契約のあらゆる条項は、分離可能である。本契約のいずれかの条件または条項がいかなる理由であれ違法または無効と判示された場合でも、当該違法性または無効性は、本契約の残りの部分の有効性に影響を与えない。

通知

18.2 本契約に従いいずれかの当事者に与えるべき通知は、書面とし、本契約に記載する当該当事者の所在地もしくは送達を受ける当事者の当面の登記上の事務所で、または当該当事者が本契約の他の当事者に書面で最後に通知した他の宛先に宛てることにより、十分条件を満たして当該当事者に与えることとなり、当該所在地で当該当事者にその通知を交付することにより、当該通知が直接交付された日に、またはファクシミリ送信による場合は確認レポートのある送信の 24 時間後に、または全額前納の郵便により送付する場合は 5 日後に、正式に交付されたとみなす。

18.3 各当事者のファクシミリ番号（あれば）は、下記のとおりである。

ライセンサー：[・]

ファックス：[・]

ライセンシー：[・]

ファックス：[・]

19. 不可抗力

19.1 本契約に基づくいずれかの当事者による全面的または部分的な不履行が、労働者のストライキ、ロックアウトもしくは団結、またはその影響を受けた当事者の合理的な制御が及ばない何らかの原因によりもたらされた場合、当該当事者が当該原因を他の当事者にいったん通知すると、当該不履行は本契約の違反とみなされず、当該原因が存在する期間は履行の一時停止または部分的履行を継続する。このような通知の後実行可能な限り速やかに、両当事者は、不可抗力の影響（あるとしても）をいかにして軽減し得るかを判断するために協議する。このような一時停止または部分的履行の原因が 6 か月を超える期間にわたり存在し、本契約の実施に相当な影響を与える場合、本項に基づく救済を請求しない当事者は、本契約を解除する意向の通知を 30 日前までに他方当事者に与えて本契約を自由に解除することができ、本契約は、当該通知期間が満了したとき終了する。

20. 権利放棄

- 20.1 ライセンサーがいずれかの時点で本契約に基づく条件のいずれかの厳格な履行を強く主張しないこと、または自己の救済手段のいずれかの行使が遅延することは、当該条件の継続する適用除外もしくは放棄、または不履行に対する権利放棄もしくは当該救済手段の放棄を構成しない。

21. 準拠法および紛争

- 21.1 本契約（強制可能性および範囲に関する事項、ならびにこれらに関連する不法行為の主張を含むが、これらに限定されない）は、香港法（その抵触法の規定を除く）に従い解釈され、同法に準拠し、香港の裁判所の非専属管轄権に服する。

上記を証するため、両当事者は、冒頭記載の年月日に本契約を締結した。

[•] が署名)
正式に授権された代表者)
[•] のために)
の面前で)

[•] が署名)
正式に授権された代表者)
のために)
[•])
の面前で)

付属書 A

[•]

サンプル契約書#2：商標および営業秘密ライセンス契約書

(この見本は、フランチャイズ契約（店舗運営サービス）を背景とする商標および営業秘密権のライセンスに関する。)

本契約は、[年] [月] [・] 日に締結される。

当事者

- (1) [フランチャイザーの名前] その登記上の事務所は、[フランチャイザーの登記上の所在地] に所在する（「フランチャイザー」という）。
- (2) [フランチャイジーの名前]（企業登録認証番号：[・]） その登記上の事務所は、[フランチャイジーの登記上の所在地] に所在する（「フランチャイジー」という）。

背景事実の説明

- A. フランチャイザーは、一定の財産権的標章、秘密情報、基準、仕様、技法、識別スキームおよび資料、記章、管理方法ならびに標準業務手順を活用しこれらを含む独自のシステムおよび計画に従い運用される [・] の事業（「本事業」という）に従事しており、本事業の展開および実施に相当な時間、労力および金銭を費やしてきた。
- B. フランチャイジーは、フランチャイザーの知識、技術および経験の恩恵、ならびに本事業を運営し、下記の約定により下記の条件に従いフランチャイザーのオペレーティングシステムを使用する権利およびフランチャイズを取得することを希望している。

よってここに、以下に定める相互の誓約および条件を約因として、かつ、その他の有効な有価約因のため、**本契約により以下のとおり合意する。**

1. 解釈

- 1.1 本契約において、文脈上別段の解釈を要する場合を除き、下記の表現は、下記の意味を有する。

「ビッグフォー」	香港における四大専門会計事務所、すなわち Deloitte、Ernst & Young、KPMG および PricewaterhouseCoopers をいう。
「本事業」	本システムを使用して財産権的標章のもとに運営され行われる [・] のフランチャイズ事業をいう。
「財産権的標章」	本契約の 付属書1 に詳細を記載する登録済みまたは未登録の特許、商標、商号、ロゴおよび図案、ならびに登録済みか登録可能か否かを問わずその他すべての特許、商標、商号、ロゴ、図案、シンボル、紋章、記章、看板、スローガン、著作権、ノウハウ、情報、図面、構想その他の識別資料および知的財産権、ならびにフランチャイザーが本システムに関連して使用するために現在または今後いつか採用または指定するフランチャイザーが所有するまたはフランチャイザーが利用できるその他一切の財産的権利をいう。
「本システム」	財産権的標章を利用しこれを包含して本事業の運営に関連してフランチャイザーが開発および実施する独特のビジネス形態および方法、ならびに一定の標準業務手順、構想、指図、仕様、手法、管理および広告技法および識別スキーム、ならびにこれらの改善をいう。
「本地域」	フランチャイジーが本事業を営むことができる [・] の地理的領域をいう。
「本製品」	財産権的標章により特定されるか否かを問わず、フランチャイジーが本業務の過程で [・] の名称のもとに販売または提供することをフランチャイザーにより承認された製品をいう。

「**本敷地建物**」 フランチャイジーが本事業を営むことができる、フランチャイザーが本契約の条件に従い承認した事業所構内をいう。

「**総売上高**」 受領したか否かを問わずフランチャイジーがインボイスを送付したすべての金額、ならびにインボイスを送付したか否かを問わず該当する取引期間に販売または提供したすべての商品およびサービスの価値を含むすべての現金および信用取引、ならびに本事業の実施においてまたはこれに関しあらゆる出所から受領したその他すべての金額（フランチャイジーに支払われた利益逸失保険の保険金請求を含む）を含むが、地方売上税、顧客返金または値引きを含まない。

「**期間満了日**」 第3条に従い付与された当初の契約期間（以下で定義するとおり）の満了日をいう。

1.2 制定法上の規定への言及は、改正もしくは再制定された、または（本契約の日の前後を問わず）その適用が他の規定により随時修正される、当該規定への言及と解釈され、当該規定が（修正の有無を問わず）その再制定である元の規定を含む。

1.3 本契約での条項および付属書への言及は、文脈上別段の解釈を要する場合を除き、本契約の条項および付属書を指し、本契約の付属書は、本契約の一部を形成するとみなす。

1.4 複数の人が与え、または取り結ぶすべての表明、保証、約束、補償、誓約、合意および債務証書は、連帯して与え、または取り結ぶ。

1.5 見出しは、便宜上挿入するに過ぎず、本契約の解釈に影響を与えない。

1.6 文脈上別段の解釈を要する場合を除き、単数を意味する語は複数を含み、複数を含む語は単数を含み、1つの性を意味する語はあらゆる性を含む。

2. 任命および付与

2.1 フランチャイザーは、本契約によりフランチャイジーに対し、本契約の継続中お

よび本契約を更新または延長する場合の追加期間中、本契約に定める条件で、本システムに従い下記の条件に服し、財産権的標章のもとに本地域において本事業を運営する**非独占的**ライセンスを付与する。

- 2.2 フランチャイジーは、フランチャイザーの正規フランチャイジーまたは本製品の販売店と自称する権利を有するが、フランチャイザーの本製品の販売代理人として、またはフランチャイザーを何らかの形で拘束する権利を有するものとして振る舞ってはならない。

3. 開始および契約期間

- 3.1 本契約は、本契約の締結のときに開始し、その後本契約の条件に従い決定するまで、次条に定めるフランチャイジーの更新の権利を条件として 5 年の当初期間（「**契約期間**」という）にわたり効力を有し続ける。

4. 更新

- 4.1 下記第 4.2 項の定めに従うことを条件として、フランチャイジーは、その選択で、期間満了日の 3 か月以上前に当該選択権を行使するとの通知を書面でフランチャイザーに与えることにより、本書において認められた本契約を上記の当初の契約期間が満了したときさらに 5 年の期間について更新することができる。

- 4.2 上記第 4.1 項に従い適当な通知を与えた場合であっても、更新は、下記の条件を満たすときに限り有効である。

- (a) フランチャイジーは、契約期間を通して本契約に基づく自己のすべての義務を適正に遵守および履行しており、期間満了日の時点で当該義務について不履行でない。
- (b) フランチャイジーは、契約期間を通して**付属書 2**に定める最低業績目標（「**最低業績目標**」という）を達成している。
- (c) 期間満了日の 28 日前までに、フランチャイジーは、フランチャイザーがそのとき使用している様式の新規のフランチャイズ契約を締結している。新規の条件は、フランチャイザーが指定する新規の最低業績目標を含む

が、これに限定されず、本契約の条件とは異なる場合がある。

- (d) 期間満了日の前に、フランチャイジーは、フランチャイザーが要請するとき、本敷地建物および／または本施設（以下に定義するとおり）ならびに本事業において使用する設備および付帯設備のフランチャイザーが求めるとおりの保守、修繕、修理および一新を、フランチャイザーが定めた期間内にフランチャイジー自身の費用負担で完了しており、または履行することに書面で同意している。

5. 本地域

- 5.1 フランチャイジーに付与される本事業を運営する権利およびライセンスは、本地域のみに及ぶものとし、フランチャイジーは、本地域外では、本システムまたは財産権的標章を直接的または間接的に使用せず、本システムまたは財産権的標章の直接的または間接的使用を許可または授権せず、本製品を販売または納入せず、本事業を利用できるようにせず、本地域外で本製品を使用または再販売する予定のまたはそれをしようとする可能性がある人、企業または事業に、事情を知らず本システムまたは財産権的標章に関する情報または援助を申し出るまたは提供することをせず、本製品を販売または納入せず、本事業を利用できるようにしないことに同意する。
- 5.2 フランチャイザーは、[本地域で] かつ／または本地域外で財産権的標章のもとに本システムをフランチャイザー自身が運営もしくは使用し、またはフランチャイジー以外の人にこれをするライセンスを付与することができる。
- 5.3 フランチャイザーが事前に書面で承認することを条件として、フランチャイジーは、フランチャイジー自身の費用および危険負担で、フランチャイジーが適正と考える本地域内の場所、および適正と考える数の本敷地建物において、本事業を運営することを求められる。

6. フランチャイザーの当初の義務

フランチャイジーが本事業を開始することに関連して、フランチャイザーは、下記のとおり同意し約束する。

- 6.1 用地選定基準、ならびに本敷地建物および必要な施設（「**本施設**」という）の立

地、合目的性および取得に関する協議および助言をフランチャイジーに提供する。

6.2 本敷地建物および本施設の概念設計、内部配置、看板および付帯設備の標準仕様、ならびに建設、転換、改装および使用開始に関する協議および助言をフランチャイジーに提供する。

6.3 本施設の立ち上げ前にフランチャイザーが指定する場所で指定するときに、本システムを構成する基準、手順、技法および手法の初期実地訓練をフランチャイジーの主要な従業員および職員に提供する。これに関連する交通費および食事代は、フランチャイジーが負担する。

6.4 本製品を生産するための独自の製法をフランチャイジーに提供する。

7. フランチャイザーの継続的義務

フランチャイザーは、本契約の継続中常に下記のとおりであることに同意する。

7.1 フランチャイジーが本契約の条件に従い商号 [●] のもとに本事業を運営および推進することを許可する。

7.2 本システムに関連して用いるべき管理、推進および運営方法に関する助言、ノウハウおよび手引きをフランチャイジーに提供する。

7.3 本システムに関連して本敷地建物および／または本施設においてフランチャイジーの従業員に現場研修および助言を提供する。これに関連する交通費および食事代は、フランチャイジーが負担する。

7.4 フランチャイジーが本事業を開始および運営するために要することのある本製品、サービスおよび設備の提供を調達するにあたり、フランチャイジーを援助する。

8. フランチャイジーの義務

フランチャイジーは、下記のとおり同意する。

- 8.1 本契約を締結したとき、本事業を開始する前に、(該当する場合) 付属書 1 に記載するフランチャイザーの商標の各々に関しフランチャイザーが求めるとおり、当該地域その他の場所の商標登録局において本契約の詳細を登録し、本契約の継続中にフランチャイザーが求め得る商標に関しフランチャイザーが求め得る他の契約を締結することを、フランチャイザーに許可する。
- 8.2 フランチャイジーの費用負担で、本契約の条件に従い当該本敷地建物および本施設を取得し、当該取得後遅滞なくフランチャイザーの要件に従い本敷地建物および本施設が改変、改装、装備および据え付けされることを確実にする。
- 8.3 [日付] (「開始日」という) までの最初の [•] を正式に開始し運営する。
- 8.4 フランチャイジーに随時通知されるフランチャイザーの要件に従い、本事業を運営する。
- 8.5 運転資本により十分な財源が利用できることを確実にし、その他の点でも本契約に定めるすべての義務をフランチャイジーが履行できることを確実にする。
- 8.6 随時修正される本システムに厳格に従って本事業を運営し、すべての点において常に本システムに合わせ、フランチャイザーが事前に書面で承諾しない限りいつであっても本システムとともに追加の商標、商号またはシンボルを使用しない。
- 8.7 本事業の運営に関しフランチャイザーにより与えられたすべての助言および指示を遵守する。
- 8.8 本事業の開始のとき即時に、本事業の運営を成功させるために必要なすべてのスタッフその他の人を雇い、すべての当該スタッフおよび当該スタッフの代わりとなる人が本システムの研修を受け、フランチャイザーが求めるさらなる研修を受けることを確実にする。
- 8.9 本事業に関連してフランチャイザーが書面で承認する看板、陳列用材料、販売促進用印刷物、設備その他の品目のみを使用し、フランチャイザーが指図するとおりに看板、材料または対象物の使用または陳列を直ちに中止する。
- 8.10 本敷地建物および本施設ならびにこれらのすべての部分の屋内外を、装飾、修理

および清潔さの点で常に最高水準に保ち、この点におけるフランチャイザーの要件が満たされることを速やかに確実にする。

- 8.11 本事業の顧客からの要求を満たすために、十分な在庫を維持し、十分なスタッフを雇う。
- 8.12 本事業の目的のためにフランチャイジーに販売または提供された商品およびサービスのすべての供給者に速やかに支払いをする。
- 8.13 本事業の過程で課される価格および請求金の範囲および水準について、フランチャイザーと協議する。
- 8.14 本契約の条項が遵守されているか否かを確認する目的で、合理的なときに合理的な通知をして本敷地建物および本施設に立ち入ることを、フランチャイザーおよびその代表者に許可する。
- 8.15 本事業の実行に関連する政府その他の管轄機関のすべての制定法、細則、規則および要件を遵守する。
- 8.16 顧客その他から受けたすべての重要な苦情を、それを受け取った後 24 時間以内にフランチャイザーに通知する。フランチャイジーは、フランチャイザーが随時指図するとおりにすべての苦情を処理しなければならない。
- 8.17 本事業の運営に関連して、いずれかの当事者がフランチャイジーを相手どり訴訟手続を開始した場合に、直ちにフランチャイザーに通知する。フランチャイジーは、フランチャイジーに代わり手続を行う選択肢を有する。
- 8.18 フランチャイザーにより定められた販売の条件で、フランチャイザーにより許可された本製品のみを販売する。
- 8.19 フランチャイザーの従業員に下記を求める保証書を作成することを、当該従業員全員に求める。
 - (a) 当該従業員に伝達され得るまたは当該従業員がその他で入手し得る本事業、財産権的標章または本システムに関する秘密情報または知識を、直接的か間接的かを問わず当該従業員自身または他の人、企業もしくはは会

社のために漏らさず使用しない。

- (b) 本契約第 9.2 項に基づくフランチャイジーの義務を遵守する。

フランチャイジーは、このような約束の条件を実施し、またはその違反を抑止するための処置を、費用自己負担で講じる。

- 8.20 本事業を行うことに関連する通常の合理的に予見可能なすべてのリスクに十分備える保険を、評判の良い大手の保険会社で掛ける。このような保険は、上記の一般性を損なうことなく下記を含む。

- (a) 一般および雇用者責任
- (b) 製造物責任（どのように生じるかを問わない）
- (c) 火災、洪水、爆発衝撃、破壊的行為および不法目的侵入ならびに利益の逸失の結果として損傷した、本地域での本事業に関連して使用されたすべての設備、備品および在庫品その他の品目の全再取得価額の全危険担保保険
- (d) 本敷地建物に関する建物保険

上記の保険は、フランチャイザーを追加被保険者として指定し、本契約に基づくフランチャイジーの責任を補償対象とするために十分な金額および期間とする。当該保険には、交差責任条項を入れる。すなわち、フランチャイジーによる回収の権利は、フランチャイザーによりフランチャイジーに対して行われた請求に関して排除されない。すべての保険引受証および保険証券ならびに保険料が支払われたことの証拠の認証謄本は、フランチャイザーに送付する。

- 8.21 本契約での義務の履行に影響を与える本敷地建物および／または本施設の使用に関連する事情（本敷地建物および／または本施設の賃貸借契約の早期解除を含むが、これに限定されない）を、それを知ったときは直ちにフランチャイザーに知らせる。フランチャイザーは、本事業の妨げのない運営を確実にするために、新規の本敷地建物および／または本施設を取得すべく最善の努力をする。

9. フランチャイジーに対する制限

9.1 本契約の継続中、フランチャイジーは、下記のとおりとすることに同意する。

- (a) フランチャイザーが本敷地建物ならびにその建設および転換を承認するまで、本事業の運営を開始しない。
- (b) フランチャイザーが事前に書面で承認しない限り、いかなる場所でも本事業も本システムのいずれの部分も運営しない。
- (c) フランチャイザーが事前に承諾しない限り、本事業、本システムもしくは財産権的標章またはこれらのいずれの部分も、販売、譲渡、移転、負担設定またはサブライセンス供与しない。
- (d) フランチャイザーが事前に書面で承認しない限り、いかなる製品も他の出所から販売せず、他の商品を販売しない。
- (e) 本契約に従い維持する保険証券の違反を構成し得る状況をもたらさず、このような状況が存在することを容認しない。
- (f) あらゆる場合において事前にフランチャイザーに承諾を求め、これを書面で得ない限り、本敷地建物もしくはその内部配置、またはその付帯設備を改変または転換せず、いかなる設備も取り付けず、本敷地建物の内外を問わず看板その他の広告媒体を改変、設置または表示しない。
- (g) フランチャイザーの単独の意見によれば、本システムもしくは財産権的標章の評判を落とすおそれがあり、またはフランチャイザーの単独の意見によれば本事業もしくはフランチャイザーの他の一手販売業者を害するもしくはその利益と相反するおそれがある作為もしくは不作為をしない。
- (h) まずフランチャイザーに提出し、フランチャイザーにより承認されている場合を除き、本事業の全体または一部に関連するか否かを問わず、広告、看板、名簿への記載またはその他の形での広報を使用または公開せず、本敷地建物においてこれらを表示しない。

- (i) 本事業以外の [•] の事業または仕事に直接的または間接的に関与する前に随時フランチャイザーに事前承認を求め、このような事前承認が得られなかった場合は直ちにその旨をフランチャイザーに開示する。
- (j) 財産権的標章のいずれも、自己の法人名の一部として使用しない。
- (k) 本製品またはそのパッケージングのいかなる修正も行わない。
- (l) 本製品および本事業でまたはこれに関連して使用する財産権的標章またはその他の識別手段を改変、除去または改竄しない。
- (m) 混同または欺瞞を生じさせそうなほどにフランチャイザーの商標または商号に似ている商標または商号を、本地域で使用しない。
- (n) フランチャイザーの財産権的標章を無効にするもしくはこれと矛盾するまたはそのおそれがある行為をせず、このような行為をする権限を第三者に付与せず、フランチャイジーの不作为により当該影響または特性を有することになるときその行為を省かず、省く権限を第三者に付与しない。

9.2 フランチャイジーは、本契約の期間中および本契約の期間満了またはいかなる理由であれ解除の後 1 年間、フランチャイジー自身が行うか、いかなる立場であれ他の人、企業または会社とともに行うかを問わず、本契約に基づき授権された場合を除き、直接的または間接的に下記のとおりであることを誓約する。

- (a) フランチャイザーの単独の意見によれば、本事業と類似、競合または相反する事業に従事、関与または関係しない。
- (b) フランチャイザーまたはフランチャイザーの他の一手販売業者もしくは関係会社、または本システムを使用して財産権的標章のもとに継続された事業により、その時点で雇用されているまたは過去 2 年間のいずれかの時点で雇用されていた人を雇用せず、雇用しようとせず、その他でこのような人が勤務をやめるように直接的または間接的に仕向けず、仕向けようとしない。

- (c) 本事業の顧客もしくは元顧客またはビジネスパートナーを勧誘せず、顧客もしくは元顧客またはビジネスパートナーをフランチャイザーまたはフランチャイザーの他の一手販売業者もしくは関係会社から方向転換させず、方向転換させるようにしない。

フランチャイジーは、自己の従業員に上記のことを約束させる。

- 9.3 フランチャイジーは、本システムならびに本システムに関するその他すべての情報および知識が、極秘の性質であり、フランチャイザーの財産であることを本契約により認める。したがって、フランチャイジーは、本契約の終了の前後を問わずフランチャイザーが事前に書面で承諾しない限りいつにおいても、フランチャイジー、その取締役、代理人または従業員に伝達され、またはその他でこれらが入手し得る本システムに関する情報または知識のいずれも、直接的または間接的にフランチャイジー自身のためにまたは他の人、企業もしくは会社のために、漏洩または使用せず、漏洩または使用を他の人にもさせないことを誓約する。

10. 商標

- 10.1 フランチャイザーは、財産権的標章を本システムにおいて利用するライセンスを付与する権利を、本契約により認められた本契約の契約期間を通してフランチャイザーが有することを保証する。
- 10.2 フランチャイジーは、財産権的標章のいずれかへの各言及およびその各使用が、フランチャイザーにより随時承認されたやり方で行われ、当該財産権的標章がフランチャイザーの商標（または登録商標）であって、フランチャイジーはそれを使用する権限を付与されたフランチャイザーのライセンシーに過ぎない旨の確認が、フランチャイザーにより承認された様式で同時に行われることを確実にする。思いもよらない疑義を回避するために、両当事者は、本地域内で財産権的標章に関し獲得および／または創出されたのれんおよび／または評判が、フランチャイザーのみに帰属するものであり、フランチャイジーには一切関係しないことを認め、これに合意する。
- 10.3 フランチャイジーは、フランチャイジー、その取締役、代理人および従業員が知るに至った、財産権的標章のいずれかの侵害または疑われる無権限の人による詐称通用を構成し得る一切の状況を、即時にフランチャイザーに通知し、これに

関連してフランチャイザーがフランチャイザーの費用負担で指図し得る合理的な措置を講じる。

- 10.4 フランチャイジーは、本事業での財産権的標章のいずれの使用に関しても、当該財産権的標章が法に基づき十分に保護されることを確実にするために、フランチャイザーが随時指図し得る措置を講じる。

11. 料金および支払い

- 11.1 本事業を運営する権利およびライセンスの付与の対価として、フランチャイジーは、フランチャイザーまたはフランチャイザーが指図し得る他の人に、下記のことを支払う。

(a) 当初料金（「**当初料金**」という）として、[•] 香港ドルを下記の方法で

(i) [•] 香港ドルは、本契約の締結時に支払う。

(ii) [•] 香港ドルは、第 6.3 項に従いフランチャイジーの従業員への研修の提供が開始されたとき 7 日以内に支払う。

(iii) 残額 [•] 香港ドルは、最初の本敷地建物が操業を始める日から 7 日以内（いかなる場合も開始日から 7 日以内）に支払う。

- 11.2 上記の当初料金に加えて、フランチャイジーは、最初の本敷地建物が操業を始める日から始まる（いかなる場合も開始日から始まる）契約期間中の各暦月の [•] 日に、ロイヤルティ料金（「**ロイヤルティ料金**」という）をフランチャイザーに支払う。月間ロイヤルティ料金は、総売上高の [•] %相当とするが、月間ロイヤルティ料金が付属書 2 に定める最低業績目標の 12 分の 1 に満たない場合、月間ロイヤルティ料金として最低業績目標の 12 分の 1 を支払う。ロイヤルティ料金は年に 1 回決済するものとし、これは、実際の年間ロイヤルティ料金を算出するために、実際の年間総売上高の [•] %に基づき行う。支払うべき実際の年間ロイヤルティ料金は、翌月 [•] 日に、月間ロイヤルティ料金の前払い分と相殺し、または前払い分に追加して支払う。

- 11.3 フランチャイジーがフランチャイザーに支払うべき金額を期日に支払わない場合、実際に支払いをするまで、当該金額には [香港上海銀行 (Hongkong and

Shanghai Banking Corporation Limited) の随時の基準レートに 4%を上乗せした] 年率で日割り計算した利息がつく。

- 11.4 本契約で言及するすべての金銭（当初料金、ロイヤルティ料金、総売上高を含むが、これらに限定されない）は、[香港の通貨] 建てとする。
- 11.5 上記の料金は、本契約に基づき支払うべきその他の事項を含んでおらず、そのような事項については、インボイスが別途フランチャイジーに送付され、当該インボイスに記載されたフランチャイザーの条件に従いフランチャイジーが速やかに支払う。

12. 計算書および記録

12.1 フランチャイジーは、下記のとおりとする。

- (a) 各月（各月の最終就業日の業務終了まで）に本事業により得られたすべての総売上高の正確な計算書および記録を付け、当該月の総売上高の月間計算書をフランチャイザーにより承認された様式で作成する。総売上高の月間計算書は、フランチャイジーにより正式に指名された取締役が署名および確認し、フランチャイジーは、翌月 [5 日] またはその前にそれをフランチャイザーに送付して検討を求める。
- (b) 12 か月ごとの会計期間が満了した後 60 日以内に、フランチャイジー自身の費用負担で、総売上高の年間計算書の監査済み報告書をフランチャイザーに提出して検討を求める。本契約での「会計期間」という表現は、ある年の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで（両日を含む）の期間を意味する。監査済み報告書は、フランチャイジーが正式に指名した取締役、およびビッグフォーの 1 つに所属する公認会計士により認証されるものとする。両当事者は、総売上高の年間計算書を確認したとき、上記第 11.2 項に従い当該金額を支払い、または相殺する。
- (c) フランチャイザーにより承認された様式の完全かつ正確な会計帳簿を本敷地建物において維持管理し、売上高の完全、正確かつ真正な記録を常に付け、または付けさせ、フランチャイザーまたはその正式に授權された代理人が当該計算書および記録を閲覧し、フランチャイザーの費用負担でそのコピーを取ることを許可する。

- (d) 電子式キャッシュレジスターをフランチャイジー自身の費用負担で本敷地建物に設置する。フランチャイザーは、本事業の日次総売上高を確認するために、いつでも費用自己負担で、フランチャイザーの授権された役員、従業員、監査人または代理人を任命し、電子検査装置を操作することができる。フランチャイジーは、常にフランチャイザーが決定する頻度で、このような作業を許可し、フランチャイジーの帳簿および記録をフランチャイザー、その正式に授権された役員、従業員、監査人または代理人に入手できるようにし、開放する。
- (e) 本契約の期間満了または解除にかかわらず、このような計算書および記録すべてを、3年以上保持する。

13. 終了

- 13.1 フランチャイザーは、3か月前に書面の通知をフランチャイジーに与えることにより、理由なく本契約を解除することができる。
- 13.2 フランチャイザーは、下記の事由のいずれかが発生した場合に、書面の通知をフランチャイジーに与えることにより、即時に本契約を解除することができる。
 - (a) 本契約の締結から1年以内に最初の[・]が開始されない場合。第11.1(a)項に従い支払われるべき当初料金の部分は、支払われるべきもののままであり、支払い済みの場合は、フランチャイザーが没収する。
 - (b) 最低業績目標がいずれかの時点で達成されない場合
 - (c) フランチャイジーが本契約に基づきフランチャイザーに支払うべき金額を、いずれかの時点で連続する[3か月]の期間にわたり支払っていない場合
 - (d) フランチャイジーがフランチャイザーに提出することを求められる会計または経営情報のいずれかを、適時に提出することを怠った場合
 - (e) フランチャイジーが本事業を本システムに従い運営しない場合

- (f) フランチャイジーが、フランチャイザーの意見によれば、財産権的標章のいずれかに関連するのれんを悪用し、もしくは何らかの形で損ない、またはその有効性もしくは所有権を争うために措置を講じる場合
- (g) フランチャイジーが、本契約の条件に従う場合を除き、本契約において付与された権利またはライセンスのいずれかの譲渡を実施すると称する場合
- (h) フランチャイジーが本契約により明示的に求められるフランチャイザーの事前の書面での承認または承諾を取得しない場合
- (i) フランチャイジーがフランチャイザーの秘密情報のいずれかの部分を、本契約の条件に反して開示し、またはその開示を許可し、もしくは開示される場合
- (j) フランチャイジーまたはフランチャイジーの役員、取締役もしくは従業員が、本契約を取得することに関連して、または本事業に関連して本契約の継続中のいずれかの時点で、虚偽のもしくは誤解を招くような情報をフランチャイザーに与え、または不実表示をした場合
- (k) フランチャイジーの経営、株主、所有権もしくは支配権または本事業の重大な変更が、本契約の定めに従うのではなく発生する場合
- (l) フランチャイジーの経営陣のいずれかの構成員が、正式起訴犯罪もしくは不正にかかわる犯罪で有罪を宣告され、またはフランチャイザーの意見によれば重大な背徳的行為により有責である場合
- (m) フランチャイジーが本敷地建物の1つから立ち退かされ、またはそこで[・]を運営することができず、[3か月]以内に新たな本敷地建物を取得して[・]の運営を再開することができない場合
- (n) フランチャイジーがその他で本契約の条項のいずれかの履行もしくは順守を怠り、もしくはそれをすることができず、または本契約に基づく自己の義務の違反を犯し、当該違反が是正可能である場合に、その是正を要求するフランチャイジーへの書面の通知から30日以内にフランチャイザーが満足するように当該違反を是正しない場合。ただし、いずれか

の 12 か月の期間に複数回発生した繰り返す違反の場合には、フランチャイザーは、このような通知を与えることを義務付けられない。

13.3 下記の事由のいずれかが発生した場合、通知がフランチャイジーに与えられずに、本契約は自動的に終了する。

- (a) フランチャイジーが期日の到来した債務を返済できないとの理由で支払不能となった場合、または再建もしくは合併を目的とするとき以外で任意か強制かを問わず清算する場合、または債権者と債務整理もしくは債務免除を行う場合、または自己の資産のすべてもしくは一部に関し行政命令を受けた場合、または債務の結果として類似の措置を講じたもしくは受けた場合
- (b) いずれかの当事者がフランチャイジーのいずれかの財産に対するもしくはこれに関するリーエンもしくは譲渡抵当を執行もしくは行使するために、もしくは本敷地建物におけるフランチャイジーの財産もしくは権益を没収するために、措置（法的手続の開始を含むが、これに限定されない）を講じ、もしくは講じようとし、またはこれらを占有し、もしくは占有しようとする場合

14. 終了の結果

14.1 本契約が何らかの理由で解除または期間満了となる場合、フランチャイジーは、

- (a) その時点でまたはその後本契約に基づき支払うべきすべての金銭の全額を、それに対する支払いの日までの利息とともに、直ちにフランチャイジーに支払う。
- (b) 本事業の運営および本システムの使用を直ちに中止し、その後はいかなる形でもフランチャイジーの一手販売業者として振る舞ってはならず、フランチャイジー自身とフランチャイジーの関係を示すまたはその可能性があるいかなる行為も差し控える。
- (c) 一切の財産権的標章、および財産権的標章または本システムに関連するまたはその可能性があるすべての商号、ロゴ、図案、記章、手順または手法のいかなる形での使用も直ちに中止する。

- (d) 本事業もしくは本システムに関連するもしくは関する、または財産権的標章のいずれかを伴う、すべての看板、広告材料、書簡用紙、インボイス、フォーム、仕様、図案、記録、データ、サンプル、モデル、プログラムおよび図面を、フランチャイザーが指図するとおりフランチャイザーに返還し、またはその他で処分もしくは破棄する。
- (e) 何らかの形でフランチャイザーを特定し得るすべての看板または広告を取り除き、または永久に隠すものとし、速やかにこれをしない場合には、当該目的のために本敷地建物に立ち入ることをフランチャイザーの授権された代理人に許可する。
- (f) 本契約の条件に基づきフランチャイザーから借りている設備（あれば）のすべての品目を返還する。
- (g) 財産権的標章を商標登録局において登録する目的に必要な、フランチャイザーが求めるすべての行為をし、フランチャイザーが求めるすべての文書を作成する（特に、財産的標章の使用を中止するとの通知であるが、これに限定されない）。
- (h) その他の点において本契約の第 9.2 項および第 9.3 項に定める自己の義務を履行し、誓約を遵守する。

14.2 本契約の期間満了または解除は、両当事者の発生済みの権利を損なわないものとし、本契約の期間満了または解除後の本契約の両当事者の行為に関連するまたはこれを律する本契約の条項は、完全な効力を有し続け、このような期間満了または解除にかかわらず強制可能であるものとする。

15. フランチャイジーによる確認

15.1 フランチャイジーは、本システムおよび財産権的標章ならびにこれらに包含されるすべての事項を所有し、これらを自ら利用し、本システムおよび財産権的標章を使用するライセンスを他者に付与し、変形、追加、更新、代替その他何によってもこれらを変更および修正する、フランチャイザーの独占的権利を、本契約により認める。

15.2 フランチャイジーは、フランチャイザーがフランチャイジーに助言を与え、本事業を確立するフランチャイジーを援助し、設備および材料を勧告し、フランチャイジーおよび本敷地建物の合目的性を評価するにあたり、実務上実際に得た経験に基づき勧告しているが、当該事項に関し、または全般に本事業の売上高、収益性その他の側面に関連して、フランチャイザーがいかなる保証も与えないことを認める。フランチャイジーは、自己が中立的な助言を求めたこと、ならびに当該中立的な助言を受け入れたフランチャイジーの判断および経験のみに基づき本契約を締結するとの決定を下したことを認める。したがって、フランチャイジーは、本契約を締結するにあたり、明示または黙示の表明、保証、誘引または約束がフランチャイザーにより行われておらず、フランチャイジーにより依拠されていないことを認める。

16. パートナースhipまたは代理の否定

16.1 フランチャイジーは、フランチャイザーまたはフランチャイザーの代理人、パートナー、従業員もしくは代表者と自称してはならず、そのような者として、またはフランチャイザーに代わり何らかの性質の明示もしくは黙示の義務を負う権能もしくは権限を有するように振る舞ってはならず、本契約のいずれの定めも、フランチャイジーがフランチャイザーの代理人、パートナー、従業員または代表者に相当するように機能しない。

16.2 フランチャイジーは、本施設および本事業を設立および運営するにあたりすべての費用、経費および危険を負担する。

17. 権限のない保証の禁止

17.1 フランチャイジーは、フランチャイザーが事前に書面で明示的に承諾しない限り、本事業、本製品または本システムに関しいかなる陳述、表明または請求もせず、いずれの人にも保証を与えない。

18. フランチャイジーによる補償

18.1 フランチャイジーは、本契約の期間満了または解除の前とともにその後にも、本契約に基づく義務のフランチャイジーによる一切の違反の結果としていずれかの時点でフランチャイザーに生じ得るすべての損害、損失、請求、要求、経費（訴訟および専門家費用を含む）、費用および債務につき、完全かつ実効的にフラン

チャイザーに補償をし、フランチャイザーが免責され続けるようにすることに本契約により同意し、これを約束する。

19. 責任の免除

- 19.1 本契約における相反する定めにかかわらず、フランチャイザーは、フランチャイザーの過失に起因する死亡または人身被害に関してを除き、本事業の運営または本製品の提供もしくは使用に関するフランチャイザーの作為または不作為から生じるまたはこれに関連する（フランチャイザーまたはその従業員もしくは代理人の過失に起因するかその他かを問わない）事業、契約、利益もしくは収入の逸失または派生的、特別もしくは間接的損失もしくは損害について、コモンロー上もしくは制定法に基づく、または本契約の明示の条件に基づく表明もしくは黙示の保証、条件その他の約定または義務を理由に、フランチャイジーに対し責任を負わない。

20. 譲渡

- 20.1 本契約および本契約に基づくフランチャイザーのすべての権利は、フランチャイザーが譲渡、移転その他で取引することができ、フランチャイザーの承継人および譲受人に利益をもたらす。
- 20.2 本契約は、フランチャイジーに一身専属的であり、フランチャイザーが書面で承諾しない限り、本契約に基づくフランチャイジーの権利のいずれも譲渡、譲渡抵当設定、負担設定（浮動担保による以外）または処分することはできず、フランチャイジーの義務のいずれも下請けに出し、またはその他で委嘱することはできない。

21. 権利の留保

- 21.1 本契約により具体的かつ明確にフランチャイジーへの付与および授与がなされていないすべての権利およびライセンスは、すべての目的においてフランチャイジーに留保される。

22. 分離可能性

- 22.1 本契約ならびに本契約の各条および項に含まれる制限および定めは、そ

のような他のあらゆる制限および定めとは無関係に解釈されるものとし、したがって、本契約のいずれかの定めまたはいずれかの人、企業もしくは会社もしくは状況へのいずれかの定め適用が無効かつ強制不能と決定された場合でも、下記第 22.2 項に定めるときを除き、当該決定は、本契約の他の定めまたはいずれかの人、企業、会社もしくは状況への当該定め適用に影響を与えず、そのような他の定めすべては完全な効力を有し続ける。

- 22.2 本契約のいずれかの定めが裁判所その他の管轄機関により無効または強制不能と判示され、フランチャイザーの単独の意見によれば、このことが料金その他の報酬の支払いを受けるフランチャイザーの権利、またはフランチャイザーが商品もしくはサービスをフランチャイジーに提供する条件、または本契約に基づき授与された地域的独占性もしくは本システムもしくは財産権的標章に重大な悪影響を与える場合、フランチャイザーは、その旨を書面でフランチャイジーに通知することにより、責任を負わずに本契約を解除することができ、このような状況において上記第 14 条の定めが適用される。

23. 不可抗力

- 23.1 本契約の両当事者のいずれも、本契約の当事者の合理的な制御が及ばない原因による履行の遅延または不履行については、他方当事者に対し責任を負わないが、影響を受けた当事者は、このような原因が発生したとき速やかにその旨を他方当事者に書面で知らせ、当該原因が本契約に基づく当該当事者の履行を遅延させたまたは妨害したことを述べるものとし、その後本契約の両当事者は、本契約に基づきかつて得られたのと同じ相対的立場に当該当事者または両当事者を戻すために最善の努力をすべく、本契約の条件を見直すものとする。

24. 権利放棄

- 24.1 フランチャイザーが本契約に基づき自己に与えられた権能を行使せず、または本契約の義務もしくは条件のフランチャイジーによる厳格な遵守を強く主張しないこと、および本契約の条件と一致しない両当事者の慣行または実践は、本契約に基づくフランチャイザーの権利のいずれの放棄にも相当しない。
- 24.2 フランチャイジーによる特定の不履行についてのフランチャイザーによる権利放棄は、フランチャイジーによるその後のいかなる種類の不履行に関するフランチャイザーの権利にも影響を与えず、これを損なわず、不履行から生じる権利

のフランチャイザーによる行使の遅延または不行使は、本契約に基づくフランチャイジーの当該不履行またはその他の不履行に関するフランチャイザーの権利に影響を与えず、これを損なわない。フランチャイジーによる支払いのフランチャイザーによるその後の受け入れは、本契約の約定、誓約または条件のいずれのフランチャイジーによる従前の違反に対する権利放棄ともみなされない。

25. 通知

- 25.1 本契約のいずれかの当事者が本契約に基づき与えることを求められる通知は、書面で、料金前納の配達証明付きもしくは書留郵便により送付し、またはファクシミリもしくは電子メールにより送信し、郵送の場合は（受領されたか否かにかかわらず）当該通知を投函した後 72 時間が満了したとき、ファクシミリまたは電子メールによる場合は、名宛人の正確なファクシミリ番号または電子メールアドレスに発信した後 24 時間が満了したとき、効力を生じるとみなされる。本契約の両当事者の各々は、所在地、ファクシミリ番号または電子メールアドレスの変更を、その変更から 48 時間以内に他の当事者に通知する。

26. 完全合意

- 26.1 本契約は、両当事者間の合意事項の全体を構成し、本契約の主題に関連する従前のすべての合意事項に取って代わる。フランチャイザーの取締役、従業員または代理人は、本契約に含まれていない表明または保証をする権限を付与されず、フランチャイジーは、口頭または書面でのこのような表明に自己が依拠していないことを認める。本契約の条項のいずれの変更または適用除外も、書面で行い、フランチャイザーおよびフランチャイジーの正式に授権された取締役または従業員が署名をした場合でなければ、拘束力を有しない。

27. 適用法

- 27.1 本契約ならびに本契約の両当事者のすべての権利および義務は、香港法に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、本契約の両当事者は、本契約により香港の裁判所の非専属管轄権に服する。
- 27.2 本契約（その存在、有効性、解釈、履行、違反または終了を含む）から生じるもしくはこれに関連する紛争、論争もしくは請求、または本契約から生じるもしくはこれに関連する契約外の義務に関する紛争は、仲裁通知を提出したときに有

効な [香港国際仲裁センター管理仲裁規則] に基づき [香港国際仲裁センター] が管理する仲裁に付託し、このような仲裁により最終的に解決される。仲裁地は、[香港] とする。仲裁人の数は、[1 人] とする。仲裁手続は、英語で行われる。

上記を証するため、両当事者は、冒頭記載の年月日に本契約を締結した。

フランチャイザーによる署名)
のために)
[])
の面前で)
)

フランチャイジーによる署名)
のために)
[])
の面前で)
)

付属書 1

商標

<u>標章</u>	<u>番号</u>	<u>区分</u>	<u>登録の日</u>	<u>商品</u>
[.]	[.]	[.]	[.]	[.]

付属書 2

最初の 5 年間の最低業績目標

(a)	1 年目	-	HK\$[.]
(b)	2 年目	-	HK\$[.]
(c)	3 年目	-	HK\$[.]
(d)	4 年目	-	HK\$[.]
(e)	5 年目	-	HK\$[.]

サンプル契約書#3：著作権ライセンス契約書

(この見本は、キャラクター・ライセンシングに関連するものであり、ライセンス対象商品を製造および販売する権利を伴う。)

本契約は、[年] [月] [・] 日に締結される。

当事者

- (1) [ライセンサーの名前] その登記上の事務所は、[ライセンサーの登記上の所在地] に所在する（「ライセンサー」という）。
- (2) [ライセンシーの名前]（企業登録認証番号：[・]）その登記上の事務所は、[ライセンシーの登記上の所在地] に所在する（「ライセンシー」という）。

ライセンサーとライセンシーは、本契約において時として併せて「両当事者」という。

背景事実の説明

- A. ライセンサーは、本財産に関する商品化権の単独所有者（以下「本所有者」という）である。ライセンサーは、本財産に関するライセンスを付与する権利を有している。
- B. ライセンサーは、以下に定める条件に従い、本財産を利用する商品を製造し、流通させ、かつ／または販売するライセンスを付与することを希望し、ライセンシーは、このライセンスを取得することを希望している。

よってここに、以下に定める相互の誓約および条件を約因として、かつ、その他の有効な有価約因のため、**本契約により以下のとおり合意する。**

1. 定義および解釈

- 1.1. 本契約において、文脈上別段の解釈を要する場合を除き、下記の表現は、下記の意味を有する。

「営業日」 香港特別行政区での土曜日、日曜日または公休日以外の、銀行が営業している日をいう。

「効力発生日」	本契約の日をいう。
「ライセンス対象製品」	本財産の全体または一部が第 2.1 項に従い複製されている製品をいう。
「商品化権」	本財産に関連するすべての種類の製品およびサービスの流通および利用またはその他すべての種類の活動の利用に関し、名前、ニックネーム、映像、写真、記述、経歴、サポートおよび素性のその他の側面（該当するとおり）の商業的使用を認める権利をいい、映画のタイトル、キャラクター、テーマその他の特徴、ならびに当該映画のキャラクターのすべての写真および視覚的表現の商業的使用を認める権利など、映画に関する権利を利用する独占的権利を含む。
「純売上高」	ライセンシーの最終小売顧客に請求した全額から、実際に認証された返金額を差し引いたものをいう。ただし、このような返金額は、その顧客が実際に発行した貸方票により裏付けられなければならない、出荷されたライセンス対象製品の総売上高および売上税（該当する場合）を超えない。
「プレミアム品目」	別の品目の売上を増やし、製品もしくはサービスの販売促進もしくは宣伝をし、もしくは資金調達を目的として、または販売員、商人、消費者もしくは他の人に特定の行為をする動機を与えるための景品として、または抱き合わせとなるライセンス対象製品をいう。
「本財産」	添付の付属書 1 において示すとおりの、[ライセンス対象製品] に対するすべての商標、意匠および著作権をいう。
「契約期間」	本契約に定めるとおり早期に解除される場合を除き、[•] に開始し [•] に満了する（両日を含む）。
「本地域」	香港特別行政区、中華人民共和国および [•] のみ

- 1.2. 本契約において、別段明記する場合を除き、
- (a) 条項、付属書およびパラグラフの見出しは、本契約の解釈に影響を与えない。
 - (b) 付属書は、本契約の一部を形成し、本契約の本体にすべてが記載されているかのように効力を有する。本契約への言及は、付属書を含む。
- 1.3. 制定法もしくは制定法に基づく証書またはそれらの定めいずれかへの言及は、変更もしくは再制定されている場合のある、または効力発生日後に変更もしくは再制定される場合のある当該制定法もしくは制定法に基づく証書または当該定めへの言及と解釈する。
- 1.4. 本第 1 条で定義する用語の文法上の異形は、それらの対応する意味を有する。
- 1.5. 下記のとおりの意味を有する。
- (a) 「承認」または「承諾」への言及は、該当する当事者の従前の書面での承認または承諾を意味する。
 - (b) 「通知」への言及は、第 13 条において定義するとおりの書面の通知を意味する。
 - (c) 「第三者」への言及は、両当事者または両当事者それぞれの関係会社以外の人を意味する。

2. ライセンスの付与

- 2.1. ライセンサーは、効力発生日をもって、本契約に従い本契約の期間中、本財産を使用した物を本地域で製造し、流通させ、マーケティングし、広告し、公表し、その他で販売促進する移転不可の非独占的ライセンスを、本契約によりライセンシーに付与する。
- 2.2. プレミアム品目として使用するライセンス対象製品の製造、販売または流通については、ライセンスは付与されない。ライセンシーがライセンス対象製品をプレミアム品目として使用することを希望する場合、ライセンシーは、別個のライ

センスをライセンサーに要求し、これをライセンサーから取得することを義務付けられ、その第三者使用者も、ライセンス対象製品の当該使用について別個のライセンスをライセンサーから取得するものとする。

- 2.3. ライセンシーは、公衆の需要を満たすために十分な数量および種別のライセンス対象製品が本地域中で入手可能であることを確実にする。ライセンス対象製品の合意した数量および種別は、該当する場合には本ライセンス契約に付属書 2 として添付する生産契約の締結を前提とし、またはライセンサーの書面での承認に従う。
- 2.4. ライセンシーは、ライセンス対象製品の製造、流通、販売、販売促進および広告が、外国、国内、連邦、州および地方のすべての法律、条約、規則および規制を遵守することを約束する。
- 2.5. いかなる目的での本財産の使用についても、本契約に定めるとおりのライセンス対象製品でのまたはこれに関連する使用以外では、本契約に基づきライセンスを付与されない。
- 2.6. ライセンシーは、ライセンス対象製品の注文を本地域外で積極的に取ってはならない。ライセンシーは、要求していないライセンス対象製品の注文を本地域外の国から受けた場合、即時に当該注文をライセンサーに回す。
- 2.7. ライセンサーは、本契約に基づきライセンシーに明示的に付与されていないすべての権利（本地域においてプレミアムとしての本製品で本財産を使用する権利またはライセンスを含む）を自己に留保する。ライセンサーは、このように留保された権利の 1 つまたは複数、いつでも直接的または間接的に行使または享有することができる。
- 2.8. ライセンシーは、ライセンサーが本財産を何らかの媒体または方法を使用することを、本契約に従いライセンサーによりライセンシーに対して行われた限定的付与を阻むものとみなさない。
- 2.9. ライセンサーは、販売を目的としてライセンス対象製品を卸売価格でライセンシーから購入する権利を有する。

3. ロイヤルティ

- 3.1. ライセンシーは、販売したおよび／または流通させたライセンス対象製品各個について、本契約が及ぶライセンス対象製品のライセンシーによる純売上高の[・]%の料率のロイヤルティ（「ロイヤルティ・レート」という）をライセンサーに支払う。
- 3.2. ロイヤルティ・レートは、ライセンシー、またはその販売店、卸売業者、小売業者、関連会社もしくは子会社、ならびに／またはそれらの従業員（「関係会社等」という）が販売し、出荷し、またはその他で流通させたライセンス対象製品各個について、香港ドルで計算して支払う。
- 3.3. 疑義を避けるために付言すると、ライセンス対象製品の製造、販売流通、広告または販売促進においてライセンシーに生じた出荷費用、梱包費用、広告または販売促進経費、現金または数量割引、貸倒引当金勘定、不良債権その他の費用または経費は、純売上高から差し引かない。
- 3.4. ライセンシーは、本契約に基づくライセンス対象製品のライセンシーによるまたはライセンシーに対する製造、納入、ライセンス、販売、所持または使用に対し現在または今後課されるまたはこれらに基づくすべての租税、関税、徴収金、賦課金または類似の負担金（ライセンス対象製品の販売に関する売上税、使用税、在庫税、所得税および付加価値税を含むが、これらに限定されない）を支払い、ライセンサーを永遠に免責する。このような負担金は、ライセンサーのロイヤルティから差し引かない。

4. 支払いおよび報告

- 4.1. ロイヤルティは、両当事者間で合意したフォーマットで計算および報告し、インボイス価格または「トップ・オブ・ザ・ライン」価格（該当する方）、販売した数量、ロイヤルティ・レート、実際に認証された返品分の差し引き額および売上税（適用される場合）で構成される（「ロイヤルティ報告書」という）。
- 4.2. ライセンシーは、本契約に定めるとおり四半期ごとにロイヤルティを支払う。ライセンシーは、契約期間中、ライセンシーによる本契約の締結後最初の満暦トライメスターで始まる各暦トライメスターの終結後 [・] 営業日以内に、すなわち、暦トライメスターが完了した翌月の第 [・] 営業日またはその前に、ロイヤルティ

報告書をライセンサーに交付する。疑義を避けるために付言すると、ロイヤルティをライセンサーに支払わない場合でも、ロイヤルティ報告書を提出しなければならない。

- 4.3. 品目は、注文され、その後インボイス作成または出荷のいずれか早い方を行ったとき、販売したとみなされる。
- 4.4. ロイヤルティは、ライセンス対象製品を販売する国の通貨で計算される。疑義を避けるために付言すると、ロイヤルティは、換算の時点においてライセンシーが得た為替レートで香港ドルによりライセンサーに支払う。ライセンシーは、香港ドルへの通貨換算のすべての費用および当該通貨換算に関する租税または負担金について単独で責任を負うものとし、このような費用は、本契約に基づきライセンサーに支払うべき金額を減らさない。
- 4.5. ライセンサーは、ロイヤルティ報告書を点検し、ライセンサーがこれを受け取ってから [●] 営業日以内に承認／変更を求める意見を伝達する。ライセンサーがロイヤルティ報告書の内容に満足したとき、ライセンサーは、支払われるべき各支払金（「**ロイヤルティ支払金**」という）についてライセンシーにインボイスを提供する。
- 4.6. ライセンシーは、インボイスを受け取った後 [●] 日以内に、支払うべきロイヤルティ支払金をライセンサーに送金する。ライセンシーは、すべての支払金を国際銀行送金により支払う。
- 4.7. すべての支払いは、香港ドルで、ライセンサーの口座（詳細は下記のとおり）に、またはライセンサーが別段指図するとおりに行う。

銀行名	
銀行所在地	
口座名義人	
口座番号	
SWIFT コード	

- 4.8. ライセンシーは、(適切な場合) ライセンサーに対して支払うべきものとなるロイヤルティに対する外国または国内の源泉徴収税の支払いについて責任を負い、当該金額は、支払うべきロイヤルティを送金する前に当該ロイヤルティから差し引

く。

- 4.9. ライセンサーがロイヤルティ報告書またはロイヤルティ支払金を受け入れても、ライセンサーが契約期間中またはその後いつであれその正確性を問題にすることは妨げられない。矛盾がある場合、ライセンサーは、当該錯誤または間違いをライセンシーに書面で通知し、ライセンシーは、当該錯誤または間違いを直ちに修正し、当該通知から [・] 日以内に適切な支払金をライセンサーに送付する。
- 4.10. すべてのロイヤルティは、返金不可であり、ライセンサーがライセンシーに対し請求する負債または債務に基づくか否かを問わず、いかなる金額との相殺もなく支払う。
- 4.11. ライセンシーは、本契約に関するすべての取引を対象とする正確な会計帳簿および記録を付け、ライセンシーの通常の営業地においてこれを維持管理する。ライセンサーまたはその被指名者は、下記のことを行う権利を有する。
- 4.11.1. 本契約の契約期間中またはその後いつでも、[・] 日前にライセンシーに書面で通知をして、合理的な営業時間中に、当該帳簿および記録を監査および検査する。
- 4.11.2. 本契約に関する取引に関連するものに限り、当該帳簿および記録のコピーおよび要約を入手する。ライセンシーは、すべての当該会計帳簿および記録を、最低でも本契約の期間満了または解除後 [・] か月にわたり保持する。
- 4.12. ライセンサーまたはライセンサーの正式に授権された代表者が、監査対象の期間についてライセンサーに支払われたロイヤルティの不足（「監査不足額」という）を発見した場合、ライセンサーは、ライセンシーに書面で通知し、ライセンシーは、当該通知から [・] 日以内に速やかに当該監査不足額をライセンサーに支払う。
- 4.13. 監査不足額が発見された場合、ライセンシーは、当該監査に関連してライセンサーに生じたすべての費用および経費を全額ライセンサーに払い戻す。
- 4.14. 内部監査人がこのような監査を行うための費用を計算するにあたり、ライセンサーまたはその被指名者は、当該監査を行うにあたり生じた人件費を、当該役務を行う人員の時給に [・] の要素を乗じて 1 時間単位で請求する。

- 4.15. 監査不足額が発見された場合、ライセンサーは、その単独の選択で、ライセンシーに通知をして直ちに本契約を解除することができる。ライセンサーによるこのような解除にかかわらず、ライセンシーは、支払義務のある監査不足額ならびに関連する費用および経費をライセンサーに送金することを求められる。
- 4.16. 本契約に基づくライセンサーのその他の権利を損なうことなく、本契約に基づき支払うべきすべての支払いに関する期限は、最も重要な要素であり、ライセンシーは、滞納している本契約に基づくすべてのロイヤルティ支払金および監査不足額に対する利息を支払う。このような利息は、香港上海銀行の随時有効な「プライムレート」または最優遇貸出金利に年 [•] %を上乗せしたレートで、当該支払いの期日から計算するが、いかなる場合も法により容認されるレートを上回らない。

5. 設計、生産基準および品質管理

- 5.1. ライセンシーは、本契約に基づきライセンシーにより製造および販売されるライセンス対象製品が、材料および／または出来ばえにおいて低品質である場合、ライセンサーが培い現在有している本財産における、また本財産に対する価値あるのれんが損なわれ、減ぜられ、かつ／または希薄化されることを認める。ライセンシーは、ライセンス対象製品およびライセンス対象製品に関連して準備された一切の種類すべてのパッケージング、包装材料、ラベル、品質表示札、プレスリリース、広告、販売促進表示その他の資料（総称して「付帯資料」という）が、最高の水準および品質であることを約束する。
- 5.2. ライセンシーは、拒絶された生産前設計文書（下で定義するとおり）に基づきライセンス対象製品を生産しないことを約束する。ライセンシーは、ライセンス対象製品の生産前設計文書、試作品および生産サンプルに関して本第 5 条に従いライセンサーから書面で承認を得ない限り、本契約に基づき特定のライセンス対象製品の製造を開始してはならず、製造および／または販売もしくは流通を開始することを下請業者に許可してはならない。
- 5.3. 下記の承認プロセスに従う。

ステップ 1: ライセンシーは、ライセンス対象製品を生産する際の材料、ならびにライセンス対象製品およびその付帯資料のネットワークのすべての生産前サン

プル（総称して「**生産前設計文書**」という）をライセンサーに提出し、承認を求める。ライセンサーは、ライセンサーがそれを受け取ってから [•] 営業日以内に、自己の承認／不承認／変更要請を伝達する。

ステップ 2： ライセンシーは、変更が要請された場合には生産前設計文書／試作品の修正を適切に行い、修正した生産前設計文書／試作品をライセンサーに再提出して承認を求める。ライセンサーは、自己の承認／不承認／変更要請を [•] 営業日以内に伝達する。

ステップ 3： ライセンシーは、承認された生産前設計文書に基づき、ライセンス対象製品の試作品を製造することができる。

ステップ 4： ライセンシーは、ライセンス対象製品の試作品をライセンサーに送付して承認を求める。ライセンサーは、ライセンサーがそれを受け取ってから [•] 営業日以内に、自己の承認／不承認／変更要請を伝達する。

ステップ 5： ライセンシーは、ライセンサーにより承認された試作品要素のみに基づきライセンス対象製品を生産する。

- 5.4. すべてのライセンス対象製品は、該当する各国の適用されるすべての法律、規則、業界標準、安全基準および実施規程、ならびに輸入および輸出管理（ライセンシーがライセンス対象製品を販売する本地域内の各法域における子どもの安全に関するすべての規則を含むが、これに限定されない）に従い、製造、販売、ラベル表示、包装し、流通させ、広告する。
- 5.5. ライセンシーは、完成した各ライセンス対象製品の最初の生産工程からのサンプル最大 [•]（「**生産サンプル**」という）を、（該当する場合は）付帯資料とともに、ライセンシーの費用負担でライセンサーに提出し、生産前にライセンサーの書面での承認を求める。ライセンサーは、ライセンサーがそれを受け取ってから [•] 営業日以内に、自己の承認／不承認／変更要請を伝達する。ライセンシーは、修正を行い、生産サンプルをライセンサーに再提出して、ライセンス対象製品の製造および生産を開始する前に書面での承認を求める。
- 5.6. ライセンサーは、合理的な数量内の追加の生産サンプルを、ライセンス対象製品の実際原価で購入する権利を有する。

- 5.7. 本第 5 条において言及する品質基準が満たされていない場合、ライセンシーは、ライセンサーからの当該不承認の書面の通知により、当該ライセンス対象製品および／またはこれに関する付帯資料の製造および流通を中止するが、ライセンシーがその通知を受け取った後 [•] 営業日以内に当該品質上の不備をライセンサーが満足するように是正した場合は、この限りでない。ライセンシーが品質上の当該問題を適切に是正しない場合、またははライセンサーからの承認を待つ間ライセンス対象製品および／もしくは付帯資料の製造および流通を中止しない場合、ライセンサーは、ライセンシーに書面で通知をして本契約を解除する権利を有する。
- 5.8. 承認された生産前設計文書からの重大な逸脱がある場合、ライセンサーは、本契約に定めるとおり書面の通知をライセンシーに提供することにより、当該ライセンス対象製品に関し本契約を解除する権利を有する。ライセンシーは、ライセンサーからの書面の通知により、当該ライセンス対象製品および／またはこれに関する付帯資料の製造および流通を中止するが、ライセンシーがその通知を受け取った後 [•] 営業日以内に当該品質上の不備をライセンサーが満足するように是正した場合は、この限りでない。ライセンシーが品質上の当該問題を適切に是正しない場合、またははライセンサーからの承認を待つ間ライセンス対象製品および／もしくは付帯資料の製造および流通を中止しない場合、ライセンサーは、ライセンシーに書面で通知をして本契約を解除する権利を有する。本パラグラフの影響を受けない本契約に基づくライセンス対象製品が他にある場合、本契約は、当該他のライセンス対象製品のみについて完全な効力を有し続ける。
- 5.9. 本第 5 条に従い承認を得るためにライセンシーがライセンサーに提出するすべての資料は、下記第 13.2 項に記載する所在地、またはライセンサーが随時指定し得る他の場所のライセンサーに送付する。
- 5.10. ライセンサーにより拒絶されたライセンス対象製品のすべての生産前設計文書、試作品および／または生産サンプルは、ライセンシーがライセンシーの費用負担で破棄する。ライセンシーは、当該拒絶の通知を受け取ってから [•] 営業日以内に、当該破棄を確認する確認書をライセンサーに交付する。
- 5.11. ライセンシーは、ライセンス対象製品の拒絶された生産前設計文書、試作品および／または生産サンプルに基づき製品を製造することを常に禁止される。ライセンサーがそのようなライセンス対象製品の製造に気づいた場合、ライセンシーは、直ちに当該製品をライセンシーの費用負担で破棄し、ライセンシーは、当該破棄

を確認する確認書を [•] 営業日以内にライセンサーに交付する。ライセンシーが当該製品を適切に破棄しない場合、ライセンサーは、ライセンシーに書面で通知をして本契約を解除する権利を有する。ライセンサーは、このように禁止される行為から生じる、これに関連するまたはその結果である損失について、ライセンシーに請求をするすべての権利を明示的に留保する。

6. 所有権

- 6.1. ライセンシーは、本所有者が本財産の所有者であることを認め、本財産の所有権を本所有者が主張することに對し異議を申し立ててはならない。
- 6.2. 本契約、またはライセンサーもしくはライセンシーによる作為、不作為もしくは陳述、またはライセンス対象製品に関連するライセンシーによる本財産の使用は、本財産もしくはその要素もしくは一部に対する権利、権原もしくは権益、または本財産に関連するその他の権利（著作権、商標、商号、サービスマークもしくはのれんを含むが、これらに限定されない）を一切授与せず、その譲渡を含意せず、これらの所有権は、本所有者のみに存するものとし、常に本所有者のみにとどまる。
- 6.3. ライセンサーは、世界中で永続的に、商品化権、ライセンサーの著作権および商標（ライセンサーの名称およびロゴを含むが、これらに限定されない）により授与された、本財産における、また本財産に対する、現在知られているまたは今後考案されるすべての権利を、ライセンサーが当該権利を所有または支配する限りにおいて留保する。
- 6.4. ライセンシーは、本財産が価値を有し、本財産に組み込まれたのれんが相当に大きなものであること、およびライセンサーが本財産の本所有者であることを認める。ライセンシーによる本財産の使用から得られるのれんは、本所有者に発生する。
- 6.5. ライセンシーは、契約期間中、その延長および／もしくは更新中、またはその後いつでも、本財産における、また本財産に対する本所有者の所有権、または商品化権に基づき本財産を使用および／もしくは利用するライセンサーの独占的権利（本ライセンス契約において付与される権利の影響を受ける）を直接的または間接的に問題にしてはならず、これに異論を唱えてはならず、ライセンシーは、直接的または間接的にこのようなことをする他者を手助けまたは援助してはならな

い。

7. 知的財産、商標および著作権

7.1. 知的財産権とは、すべての確定的、偶発的および将来の知的財産権をいい、のれん、評判、秘密情報における権利、著作権、商標、ロゴ、サービスマーク、デバイスプラン、モデル、ダイアグラム、仕様、ソースおよびオブジェクトコード資料、データおよびプロセス、意匠権、特許、ノウハウ、営業秘密、発明、体裁、データベース権(登録済みか未登録かを問わない)、ならびにライセンス対象製品、または現在知られているか将来生み出されるかを問わず世界のいずれかの部分に存在するこれらの権利を保護するための登録ならびにそのすべての更新および延長を含むが、これらに限定されない。

7.2. ライセンサーが書面で別段同意する場合を除き、ライセンシーは、生産前設計文書、本財産もしくは付帯資料、または本契約の条件に基づき関連し得るその他の文書および資料の改変または変更を行ってはならない。

7.3. ライセンシーは、下記に関する商品またはサービスについて、いずれの国においても著作権、商標、意匠その他の種類の知的財産権を登録してはならず、登録を申請してもならない。

7.3.1. 本財産の全体もしくは一部、または関連する資料

7.3.2. 本財産の全体もしくは一部で構成される、またはこれらを包含する、またはこれらに紛らわしく類似した商標もしくはサービスマークまたはその他の呼称

7.4. ライセンシーは、下記のことを認める。

7.4.1. 本財産の本所有者は、ライセンス対象製品およびこれに関連する知的財産の所有者であり、その著作権者である。

7.4.2. 本所有者は、本財産における、また本財産に対する本所有者の権益を保護するために、ライセンサーの単独の裁量によれば合理的に必要な場合のある、本財産を取り入れた図案について、商標および/または著作権の請求を登録する権利を有する。

7.4.3. ライセンサーが必要とみなす場合、ライセンシーは、要請（不合理に差し控えてはならない）に応じて、もっぱら本財産に関するあらゆる種類の一切の著作権、商標その他の知的財産権の譲渡証書を、本所有者のために作成する。

7.4.4. ライセンサーがライセンス対象製品またはその写真複製のサンプルを、著作権請求または商標出願の提出において使用するために求める場合、ライセンシーは、ライセンサーの費用負担でこれをライセンサーに提供する。

7.5. ライセンシーは、本財産の複製または使用を伴うライセンス対象製品およびすべての付帯資料（ラベル、パッケージング、包装、広告および販売促進材料を含むが、これに限定されない）に、下記のフォーマットで告知を提供することを表明し保証する。

[合意したフォーマットを記載する:]

例えば、[●] の公式ライセンス対象製品

[●].禁無断転載 []

ライセンス対象製品上の法的情報の位置およびフォーマットは、ライセンサーと協議をし、ライセンサーにより承認されるものとする。

7.6. ライセンシーは、上記第 7.5 項に定める告知をしないことが本契約の重大な違反と考えられることを認め、ライセンサーが頼みとするのは、ライセンサーが適切とみなすとおり、本契約を直ちに解除する権利、ならびに当該不作為についての違約金および／または追加の賠償、ならびに／またはエクイティ上の救済を含むが、これらに限定されない。

7.7. ライセンシーは、契約期間中、その延長および／もしくは更新中、またはその後いつでも、本契約に関連する著作権もしくは商標のいずれかの有効性または本所有者のこれらの所有権を直接的または間接的に問題にしてはならず、これに異論を唱えてはならず、ライセンシーは、直接的または間接的にこのようなことをする他者を手助けまたは援助してはならない。

7.8. ライセンシーは、知的財産権におけるライセンサーの権利のいずれかを減じ、損

ない、または無効にするおそれがある行為を、直接的または間接的に行ってはならず、行うのを援助してはならず、行われるのを許可してはならない。

7.9. ライセンシーは、本契約に基づき明示的に授権される場合を除き、ライセンシーの従業員、管理者、経営幹部、取締役、請負人、または第三者請負業者もしくはサブライセンシー（該当するとおり）による本財産（またはその一部もしくは要素）のコピー、複写、複製その他の利用を許可してはならない。

7.10. ライセンシーは、ライセンサーが事前に書面で承諾しない限り、本契約に基づき製造されるライセンス対象製品に関し（またはその広告もしくは販売促進において）、他の第三者が所有する名称、キャラクターおよび／または肖像を混合してはならない。

8. 終了

8.1. 本契約は、効力発生日に開始し、本第 8 条に従い早期に解除される場合を除き契約期間にわたり効力を有し続ける。

8.2. ライセンサーは、自己が利用できる他の権利または救済手段に影響を及ぼさずに、[•] か月以上前に書面の解除通知をライセンシーに与えて本契約を解除する権利を有する。

8.3. 下記のいずれかが発生したとき、ライセンサーは、他の権利を損なわずに、[•] 日前に書面でライセンシーに通知をして本契約またはその一部を解除する権利を有する。

8.3.1. ライセンシーが効力発生日の 6 か月後にライセンス対象製品の流通を本地域で開始していない。

8.3.2. ライセンス対象製品の流通が始まったにもかかわらず、ライセンシーが連続 [•] か月を超える期間にわたり、積極的にライセンス対象製品のマーケティングおよび／または販売の試みをしていない。

8.3.3. ライセンシーが本契約に基づき支払うべき金額の送金またはロイヤルティ報告書の交付をせず、ライセンサーが当該不履行の書面の通知をライセンシーに送付した後 [•] 営業日の期間にわたり当該不履行が継続する。

- 8.3.4. 本契約第 5.7 項に基づき言及する事由
 - 8.3.5. 本契約第 5.8 項に基づき言及する事由
 - 8.3.6. 本契約第 5.11 項に基づき言及する事由
 - 8.3.7. ライセンシーが本契約におけるいずれかの義務に違反した場合
- 8.4. 下記の場合、ライセンサーは、他の権利を損なわずに、書面の通知をライセンシーに与えることにより直ちに本契約を解除する権利を有する。
- 8.4.1. 第 8.3.3 号の 2 回目の違反。ライセンシーが先の不履行または違反を是正したか否かを問わない。
 - 8.4.2. ライセンシーが期日の到来した自己の債務を返済できず、または債権者のために譲渡を行い、またはいずれかの法域、国もしくは場所の破産もしくは支払不能法に基づく申し立てを提出し、もしくは提出を容認し、または自己の事業もしくは財産のために財産保全管理人もしくは管財人を任命してもらい、もしくは任命され、または破産もしくは支払不能を宣告される場合
 - 8.4.3. 本財産が本契約の条件に従い使用されていない場合
 - 8.4.4. ライセンシーが本契約に含まれる重大な約定、条件、合意または誓約のいずれかを履行せず、その違反が是正できない場合
 - 8.4.5. 本契約第 4.15 項に基づき言及する事由
 - 8.4.6. 本契約第 7.6 項において言及する重大な違反
 - 8.4.7. 本契約に関連してライセンシーが行った表明または保証の重大な違反があり、ライセンシーが当該不履行の書面の通知を受け取った後 [•] 営業日の期間にわたり当該不履行が是正されずに継続する場合

8.5. ライセンシーは、何らかの請求、要求、訴訟の判決および／または何らかの措置（ライセンサーを相手取り提起され得る法的手続を含む）、ならびにこれによりもたらされた、またはその結果であるライセンサーのすべての損失、損害、経費および費用に関し、単独責任を負い、全面的にライセンサーに補償をする。

9. 期間満了または解除の結果

9.1. 本契約の期間満了または解除のとき、本契約に基づきライセンシーに付与されたすべての権利は、自動的かつ直ちにライセンサーに復帰する。

9.2. 解除または期間満了のとき即刻、ライセンシーは、期間満了または解除後 [•] 日以内に、ライセンス対象製品のさらなる創出および／または開発を中止し、すべてのライセンス対象製品の販売および流通を中止し、本財産を取り入れたすべてのアートワークおよび図案を破棄することに同意する。

9.3. 期間満了または解除のとき、最終のロイヤルティ報告書は、期間満了または解除から [•] 日以内に交付するものとし、当該日の時点で販売済みのすべてのライセンス対象製品、製造過程のすべてのライセンス対象製品、および製造したがまだ処分していないすべてのライセンス対象製品の詳細を記載する。

9.4. ライセンシーは、上記第 4 条に従い販売したすべてのライセンス対象製品について、ロイヤルティ報告書を作成する。

9.5. 期間満了または解除の日の時点で製造過程のライセンス対象製品、または製造したがまだ処分していないライセンス対象製品について、ライセンサーが最終的なロイヤルティ報告書を承認し、ライセンシーが第 4 条に従いロイヤルティ支払金を支払ったとき、ライセンシーは、自由に当該ライセンス対象製品を卸売価格で販売し、または処分することができるが、ライセンシーが終了の日にこれらの条件を遵守していることを前提とする。ライセンサーは、最終のロイヤルティ報告書に関する監査不足額、および本項の違反から生じる、これに関連するまたはその結果である損失について、ライセンシーに請求をする権利を留保する。

9.6. ライセンシーの終了前に存在する義務または第 4 条および本第 9 条に基づく義務は、本契約の終了後も存続し、ライセンシーは、これらの義務のいずれも免除されない。

10. ライセンシーの表明、保証および補償

10.1. ライセンシーは、下記のとおり表明し、保証し、同意する。

- 10.1.1. ライセンシーは、法に基づき正式に設立され、有効に存続し、良好な状態にある。
- 10.1.2. ライセンシーは、自己の現在行っている事業および本契約により企図する事業を行う法人としての完全な権能および権限を有しており、当該事業の適正な実行のために必要なすべての政府機関からのすべての許認可を保有している。
- 10.1.3. ライセンシーは、本契約を締結し、本契約に基づく自己の義務を履行する無制限の権利、権能および権限を有しており、本契約の締結および交付または本契約により企図する措置の完成は、(i) ライセンシーの設立文書の条項に違反せず、(ii) ライセンシーが当事者である契約に違反せず、これと相反せず、これに基づく不履行を構成せず、(iii) ライセンシーに対し拘束力を有する法に違反しない。
- 10.1.4. ライセンシーは、本財産の使用およびこれに関連するライセンシーの事業の実行にかかわる適用されるすべての法律、規則、条例その他の要件を遵守する。
- 10.1.5. ライセンシーは、本財産を害さず、悪用せず、その評判を落とさない。
- 10.1.6. ライセンサーがライセンシーに提供する資料とは別に、本契約に基づきライセンシーが生み出す一切の著作物は、完全にライセンシーのオリジナルであり、またはライセンシーが全面的に生み出すものであり、第三者の物をコピーせず、その他の形で第三者の権利を侵害しない。ライセンシーは、本契約に基づくライセンシーの履行に関連する侵害その他の主張について、本契約によりライセンサーに補償をし、ライセンサーを全面的に免責する。
- 10.1.7. ライセンサーの要請に応じて、ライセンシーは、本契約に定めるとおりの財産における権利を確認し、それをライセンサーに帰属させるために、

ライセンサーが合理的に要請し得る様式の著作権譲渡証書その他の書類を作成する。

10.1.8. 第三者が本契約に基づき使用する権限を付与されたアートワークの作成に寄与するまたは寄与してきた場合、ライセンシーは、作業を開始する前に、上記の権利が完全にライセンサーに帰属するように、権利の完全な確認および譲渡を当該第三者から取得することに同意する。ライセンシーは、当該第三者についてのすべての責任を引き受け、当該第三者による役務の履行および当該第三者の義務の履行から生じるまたはこれに関連する一切の危険をライセンシーが負担することに同意する。

10.1.9. ライセンシーは、本契約の期間中およびその後少なくとも [•] か月間、国際的に評判がよく信頼に値する無関係の保険会社で一般賠償責任保険に入っておく。この保険は、製造物責任の担保を含めるものとし、同様の状況にある会社が通常掛けておく金額および種類とするが、少なくとも事故発生ベースの担保を提供するものとする。ライセンス対象製品の最初の出荷のときまたはその前に、ライセンシーは、自己の保険の証拠をライセンサーに交付する。

10.2. ライセンシーは、直接的または間接的に下記の(a)から(i)までから生じ、これらの結果である、またはこれらに関係もしくは関連する、あらゆる種類または性質の一切の請求、要求、損失、費用および経費（ライセンサーに合理的に発生する弁護士報酬を含む）、調査、損害、判決、違約金および債務につき、本契約によりライセンサーならびにそのそれぞれの代理人、代表者、従業員、弁護士、承継人および譲受人に補償をし、これらを永久に防御し免責することに同意する。(a) ライセンシーおよび/またはその関係会社による本財産の不正使用、(b) ライセンシーおよび/またはその関係会社の義務、表明、保証または誓約の違反、(c) ライセンス対象製品における申し立てられた瑕疵および/もしくは内在する危険、またはライセンス対象製品のいずれかの人もしくは主体による使用、(d) ライセンス対象製品もしくは販売促進および包装材料、ならびに/または付帯資料のライセンシー自身またはその関係会社による設計、製造、流通、出荷、広告、販売促進または販売、(e) プライバシーもしくはパブリシティの権利、またはその他の人的権利もしくは財産権の中傷または侵害、(f) 秘匿性または営業秘密の条項または合意の違反、(g) 意匠、特許、プロセス、方法または装置の使用、(h) 本契約に基づきライセンサーがライセンス供与していない著作権または商標の侵害、または(i) 連邦、州または地方の適用法その他の適用される規則をライセンシーが遵守しな

いこと。

10.3. ライセンシーは、(i) 知的財産権の侵害に相当し得る第三者による使用もしくは提案された使用、または(ii) 知的財産権が第三者の権利を侵害するとの申し立てを知るようになり次第、ライセンサーに速やかに通知するものとし、これらの事項に関し他のいかなる人に対しても評言または自認をしない。別段合意する場合を除き、

10.3.1. ライセンサーは、知的財産権の侵害または申し立てられた侵害に関するすべての請求を行う権利を有する。

10.3.2. ライセンサーは、ライセンシーの単独の費用負担で当該請求を防御するようライセンシーに指図することができる。

10.3.3. ライセンサーは、随意に、ライセンシーの単独の費用負担で当該請求を防御するために弁護士を雇うことができ、ライセンシーは、当該費用をそのインボイス発行から [・] 営業日以内に支払う。

10.3.4. ライセンシーは、ライセンサーが事前に書面で承諾しない限り、本契約に基づき補償が行われる請求の和解をしてはならない。

10.3.5. ライセンシーは、このような請求に関し、要請があり次第ライセンサーに全面的に協力する。

11. パートナースhipまたは代理の否定

11.1. 本契約は、ライセンサーとライセンシーの間にパートナーシップ、代理または合弁事業の関係を構成せず、構成すると解釈してはならない。ライセンシーは、いかなる形でもライセンサーに義務を負わせるまたはライセンサーを拘束する権利を有さず、本契約に含まれるいずれの定めも、いかなる種類の権利も第三者に与えず、与えることを意図していない。

12. サブライセンス供与

12.1. 本契約により付与されるライセンスは、ライセンシーに一身専属的であり、一身専属的でなければならず、ライセンシーの行為または法の作用により譲渡するこ

とはできず、このような譲渡の試みは無効であるものとする。

- 12.2. ライセンシーは、サブライセンスを付与する権利を有しない。ライセンサーは、本財産に関しサブライセンスを他者に付与するすべての権利を留保する。上記の定めにかかわらず、ライセンシーは、ライセンス対象製品を第三者に製造させることができるが、ライセンシーは、各事例においてライセンサーから事前に書面で承認を得ていなければならず、本ライセンス契約に付属書 3 として添付する製造者契約の第三者製造者による署名を条件とする。
- 12.3. 本契約に含まれる他のいずれの定めにかかわらず、ライセンサーは、ライセンシーがライセンス対象製品の製造、開発および流通において様々な商社を使う予定であること、ならびに本契約において付与された権利を商社も有することを認める。ただし、ライセンシーは、様々な商社により販売されたすべてのライセンス対象製品のロイヤルティ報告書および本契約に基づくライセンサーに対するすべての支払いにつき、ライセンサーに対して責任を負うものとし、ライセンシーは、当該第三者による役務の履行および当該第三者の義務の履行から生じるまたはこれらに関する当該第三者のすべての責任を引き受ける。
- 12.4. 本契約は、ライセンサーの承継人および譲受人に利益をもたらし、これらの人に対し拘束力を有する。

13. 通知

- 13.1. 本契約に基づき通知を与えることを求められるときはいつでも、書面で行い、当該通知を送達する当事者の役員または授権された代理人が署名をし、宛先変更の通知が書面で与えられた場合を除き、下記の所在地の他方当事者に電子メールで送信し、または書留もしくは配達証明付き郵便で送付し、または直接交付もしくは翌日配達航空便による場合に、適切かつ十分な通知とみなされる。
- 13.2. 本契約に基づく通知の交付を目的として、ライセンサーの所在地および電子メールアドレスは、下記のとおりである。

所在地：

Email：

名宛人：

13.3. 本契約に基づく通知の交付を目的として、ライセンシーの所在地および電子メールアドレスは、下記のとおりである

所在地：

Email：

名宛人：

13.4. このような通知または伝達は、(i) 当該通知もしくは伝達が直接交付された日、(ii) 当該通知もしくは伝達が料金前納の配達証明付きもしくは書留郵便により送付された 3 日後、(iii) 当該通知もしくは伝達が翌日配達便業者により送付された 1 就業日後、または(iv) 当該通知もしくは伝達が電子的に送信された日（送信者が当該電送の確認を受け取っていることを条件とする）に与えたとみなされる。

14. 不可抗力

14.1. ライセンシーは、ライセンシーのすべての従業員、管理者、経営幹部、取締役および請負人が、本契約の条件を遵守することに同意した。

14.2. いずれの当事者も、本契約に基づく当該当事者の義務のいずれかを履行しないことについて、当該不履行が(i) どのように生じるかを問わずストライキ、排斥、ボイコットもしくは制裁、(ii) 天変地異、民衆の敵、法の権威、通商停止、検疫、暴動、反乱もしくは戦争、(iii) 原料を入手できないこと、または(iv) それぞれの制御が及ばないその他の原因など、当該当事者の合理的な制御が及ばない事由、事情または原因に起因するまたはその結果であるとき、責任を負わない。

14.3. いずれかの当事者が、本項に定める偶発事項のいずれかの結果として [•] か月以上の期間にわたり自己の義務を履行できない場合、本契約のいずれの当事者も本契約を解除することができ、このような解除により各当事者は、当該解除に基づく他方当事者に対する責任を免除される。

15. 完全合意

15.1. 本契約は、両当事者の了解事項の全体を包含している。本契約に包含されるもの以外に、口頭その他の了解事項の表明、保証、約束または誓約はない。

16. 秘匿性

16.1. 本契約およびその内容は、両当事者間の秘密の取引関係を構成する。各当事者は、本契約の条件が公知となった場合に、重大な損害が他方当事者に生じるおそれがあることを認める。両当事者は、本契約の期間中および本契約の期間満了または解除後 [・] 年の期間にわたりいつでも、両当事者が本契約の条件を第三者（両当事者が法的義務を負う開示の相手である代理人、弁護士、代表者その他の人を除く）に開示せず漏らさないこと、および両当事者またはその従業員もしくは代理人が本契約の条件が公知となるのを容認しないことを確実にするために、合理的な事前の対策を講じることに合意する。

16.2. いずれの当事者も、本契約に基づく自己の義務を履行すること以外の目的で、他方当事者の秘密情報を使用してはならない。

17. 使用許可

17.1. 本財産に関しライセンサーが本契約において付与する権利にかかわらず、ライセンサーは、本契約により企図する活動に関連して必要なすべての承諾および許可（本財産を描写しているか否かを問わず、ライセンス対象製品の広告、販売または流通において用いるすべての写真、映像、イラスト、スチール写真および／またはアートワークの著作権所有者、ならびにそこで見られるすべての人からのすべての許可を含むが、これらに限定されない）を取得する責任を単独で負う。

18. 変更

18.1. 本契約の条件は、本契約の両当事者が署名をした書面の明示的合意によらなければ改正、修正、適用除外、免除または解除することはできない。

18.2. 本契約に基づく違反または不履行に対するいずれの当事者の権利放棄も、同様のまたは類似した性質のその後の違反または不履行に対する当該当事者の権利放棄とみなされない。

19. 準拠法

19.1. 本契約、その有効性、解釈および影響、ならびにこれらから生じるまたはこれらに関連する紛争または請求は、香港法に準拠し、香港法に従い解釈されるが、同

法の抵触法の原則は考慮しない。

19.2. 本契約におけるいずれの定めも、いずれの国またはその行政的小区域の法に反することを意図していない。本契約に定める項または特定の約定もしくは条件のいずれかが、管轄権を有する裁判所により強制不能と判示された場合、当該法域において当該項または特定の約定もしくは条件は、当該裁判所の管轄権の範囲内で求められる範囲につき修正されたとみなし、本契約は、その他の点では当該法域において完全な効力を有し続け、他の法域ではそのままの形で完全な効力を有し続ける。

19.3. 本契約に関連する訴訟の係属中、ライセンサーは、本契約に定めるとおりロイヤルティ報告書を提出し、支払いを行う義務を負い続ける。

20. 紛争解決

20.1. 両当事者は、本契約またはその違反から生じるまたはこれらに関連する論争または請求を解決するにあたり、仲裁が唯一、必須かつ排他的な討論の場であることに合意する。

20.2. 本契約またはその違反から生じるまたはこれに関連する紛争、論争または請求は、香港国際仲裁センター管理仲裁規則に従い仲裁通知が提出されるとき有効な、同規則に基づく仲裁に付託する。

20.3. 仲裁裁判所（「仲裁廷」という）は、1名の仲裁人で構成される。仲裁人は、ライセンサーが任命する。仲裁の場所は香港とし、仲裁で用いる言語は英語とする。

20.4. 仲裁廷により行われる裁定は、最終決定であり、両当事者に対し拘束力を有し、両当事者は、このような裁定により拘束され、これに従い行為することに合意する。

20.5. 仲裁廷により行われる裁定は、それについて管轄権を有するいずれの裁判所においても登録することができる。

20.6. 仲裁の費用および仲裁の裁定を執行する費用（証人費用および合理的な弁護士報酬を含む）は、仲裁裁定により別段決定された場合を除き、敗訴当事者が負担する。

21. 副本

21.1. 本契約は、両当事者が何通の副本で締結することもでき、副本の各々は、このように作成し交付したとき、まったく同一の正本となるが、すべての副本が合わさって1つの同じ契約書を構成する。

上記を証するため、両当事者は、冒頭記載の年月日に本契約を締結した。

(「ライセンサー」)

(「ライセンシー」)

署名：

(正規の会社印)

署名：

(正規の会社印)

氏名：

日付：

氏名：

日付：

付属書 1

[[ライセンス対象製品] に関するすべての商標、図案および著作権]

付属書 2

[生産契約書]

付属書 3

[製造者契約書]

[特許庁委託事業]
香港知財取引調査（ブランド・コンテンツ編）

2024年5月
禁無断転載

[調査受託]
ONC Lawyers

独立行政法人 日本貿易振興機構
香港事務所
(知的財産部)